

平成27年第1回八雲町議会定例会会議録（第3号）

平成27年3月19日

○議事日程

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 議案第1号から議案第10号まで、議案第14号、議案第15号
議案第20号、議案第21号、議案第25号及び議案第34号
(平成27年度各会計予算及び関連付託議案)
(予算特別委員会委員長報告)
- 日程第 3 議案第11号 八雲町行政手続条例の一部を改正する条例
- 日程第 4 議案第12号 教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例
- 日程第 5 議案第13号 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する
法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例
- 日程第 6 議案第16号 八雲町債権の管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 7 議案第18号 八雲町ウタリ住宅整備資金貸付条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第19号 八雲町熊石地域会館等条例の一部を改正する条例
- 日程第 9 議案第22号 八雲町保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第10 議案第23号 八雲町墓地条例の一部を改正する条例
- 日程第11 議案第24号 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための
関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備
に関する条例
- 日程第12 議案第26号 八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営
に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第13 議案第27号 八雲町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備
及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護
予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条
例の一部を改正する条例
- 日程第14 議案第28号 八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定
介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法
に関する基準等を定める条例
- 日程第15 議案第29号 八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等
を定める条例
- 日程第16 議案第30号 八雲町ホタテ貝養殖漁業ザラボヤ対策金融融資条例を廃止す
る条例
- 日程第17 議案第31号 八雲町熊石観光レクリエーション施設条例の一部を改正する
条例
- 日程第18 議案第32号 八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を

改正する条例

- 日程第19 議案第33号 八雲町就学指導委員会条例の一部を改正する条例
日程第20 議案第35号 八雲町防災会議条例及び八雲町災害対策本部条例の一部を改正する条例
日程第21 議案第36号 財産の無償貸付けについて
日程第22 議案第37号 財産の無償貸付けについて
日程第23 議案第38号 指定管理者の指定について
日程第24 議案第44号 平成26年度八雲町一般会計補正予算（第15号）
日程第25 議案第45号 平成26年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）
日程第26 発議第1号 八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例
日程第27 発議第2号 八雲町議会会議規則の一部を改正する規則
日程第28 発議第3号 消費税10%への増税の撤回を求める意見書
日程第29 発議第4号 後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置廃止の撤回を求める意見書
日程第30 発議第5号 集団的自衛権行使容認に基づく安全保障関連法案の国会提出に反対する意見書
日程第31 発議第6号 介護報酬引き下げを見直し、介護保険制度の拡充を求める意見書
日程第32 発議第7号 生活保護予算削減の中止を求める意見書
日程第33 発議第8号 ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書
日程第34 発議第9号 TPP交渉等国際貿易交渉に係る意見書
日程第35 発議第10号 農協関係法制度の見直しに関する意見書
日程第36 発議第11号 独立行政法人国立病院機構八雲病院の存続を求める意見書
日程第37 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○出席議員（16名）

1番 佐藤智子君	2番 横田喜世志君
3番 安藤辰行君	4番 岡島敬君
5番 三澤公雄君	6番 掛村和男君
7番 田中裕君	8番 赤井睦美君
9番 牧野仁君	10番 大久保建一君
11番 宮本雅晴君	副議長 12番 千葉隆君
13番 岡田修明君	14番 黒島竹満君
15番 斎藤實君	議長 16番 能登谷正人君

○欠席議員（0名）

○出席説明員

町長	岩村克詔君	副町長	伊瀬司君
副町長	植杉俊克君	総務課長	山形広己君
企画振興課長 兼行財政改革推進室長	萬谷俊美君	併選挙管理委員会事務局長 情報政策室長 兼新幹線推進室長	吉田邦夫君
財務課長 兼収納対策室長	梶原雄次君	総合病院建設企画課参事 会計管理者 兼会計課長	中野勝弘君
住民生活課長	山田耕三君	保健福祉課長	前小屋忠信君
農林課長 併農業委員会事務局長	佐藤隆雄君	水産課長	横山隆久君
商工観光労政課長	岡島建夫君	商工観光労政課参事	藤牧直人君
建設課長	河田實君	公園緑地推進室長	半谷広志君
環境水道課長	九十田亨君	落部支所長	柴田幸一君
教育長	瀧澤誠君	学校教育課長	荻本和男君
社会教育課長 兼図書館長	城近真君	体育課長	浅井敏彦君
郷土資料館長			
町史編さん室長			
学校給食センター所長	沢野治君	学校教育課参事	本庄伯幸君
監査委員	千田健悦君	総合病院事務長	齋藤真弘君
総合病院管理課長	成田耕治君	総合病院医事課長	五十川厚子君
総合病院建設企画課長	鈴木敏秋君	消防長	大泉達雄君
八雲消防署管理課長	大淵聡君	八雲消防署消防課長	伊丸岡徹君

【熊石総合支所・熊石教育事務所・熊石消防署・熊石国保病院】

地域振興課長	牧茂樹君	住民サービス課長	輪島光昭君
産業課長	井口啓吉君	熊石教育事務所長	池田大蔵君
海洋深層水推進室長		熊石国保病院事務長	桂川芳信君
熊石消防署長	手塚剛君		

○出席事務局職員

事務局長	鈴木明美君	併議事係長	戸田淳君
併監査委員事務局長		監査委員事務局監査係長	
庶務係主任	吉田正樹君		
併監査委員事務局監査係主任			

[開議 午前10時00分]

◎ 開議宣告

- 議長（能登谷正人君） 本日の出席議員は16名です。
よって定足数に達しておりますので、本日の会議は成立いたしました。
直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

◎ 日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（能登谷正人君） 日程第1 会議録署名議員の氏名を行います。
本日の会議録署名議員に三澤公雄君と宮本雅晴君を指名いたします。

◎ 諸般の報告

- 議長（能登谷正人君） これより局長に諸般の報告をさせます。
○議会事務局長（鈴木明美君） ご報告いたします。
本日の会議に、予算特別委員会に付託をした平成27年度各会計予算及び関連議案の審査報告書が提出されております。また、事前に配付しておりました議案書に一部誤りがございましたので、議案第35号については机上配付しておりますとおりの議案に差し替えをお願いいたします。
また、町長より追加議案2件、議員発議による条例改正1件及び規則改正1件、意見書11件、議会運営委員会から閉会中の継続調査申出書が提出されております。
以上でございます。

◎ 日程第2 議案第1号から議案第10号まで、議案第14号、議案第15号 議案第20号、議案第21号、議案第25号及び議案第34号

- 議長（能登谷正人君） 日程第2 議案第1号から議案第10号まで、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第21号、議案第25号及び議案第34号の各案を一括議題といたします。
本件は、かねて審査を付託しておりました予算特別委員会からの報告を受けて議題とするものであります。
報告書はお手元に配付のとおりであります。
予算特別委員会委員長から発言を求められておりますのでこれを許します。
○4番（岡島 敬君） 議長。
○議長（能登谷正人君） 岡島委員長。
○4番（岡島 敬君） 予算特別委員会における審査の経過並びに結果について報告いたします。

当委員会は、去る 11 日の本会議で付託を受けたあと、当日会議を開き、正副委員長の互選を行い、委員長に私が、副委員長に掛村和男委員がそれぞれ選出されました。

本会議で付託のありました議案第 1 号から議案第 10 号まで議案第 14 号、15 号、第 20 号、第 21 号、議案第 25 号及び議案第 34 号の 16 件。すなわち平成 27 年度各会計予算及び関連議案の審査に当たるため、13 日から町長を初め各担当課長などの出席を求めて開催いたしました。

審査は各担当課長から説明を受けた後、質疑に入り、延べ 4 日間にわたり慎重に行いました。その経過につきましては、各位ご承知のとおりでありますので省略させていただきますが、長時間にわたり審査にご協力いただきました委員各位、執行部の皆様に心より感謝を申し上げます。

審査の結果は、お手元に配付の審査結果報告書のとおり、各案ともそれぞれ原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

町理事者におかれましては、厳しい町の財政状況の中、審査の過程で出された各意見等を真摯に受けとめ事務の執行に当たられますよう申し上げます。

なお、特に各委員から町理事者に対し申し入れすべきものと合意を見た事項について申し添えます。平成 27 年度の予算編成は財政健全化の観点から、限られた財源の効率的配分の歳出の抑制を基調としております。即ちそこには事業の厳選と優先度を十分に検討し、政策提案に際しては町民が納得できる説明責任が求められるものであります。

事業の決定や事業の優先度、必要性についていろいろな場面で協議されたが、常に町民の利便性や幸せを重んじ、多様な意見の中から見えてくる町民の考えを拾い、地域の人々と十分に話し合い、決定されるよう今後も取り組んでいきたい。

熊石地域での小中学校の統廃合については、PTA 自らが説明会を開催し、地域住民の理解を得る努力をされ、平成 29 年を見据えて動き出したが、これからも地域への一層の説明や地域コミュニティーの確立にさらなる努力をしていただきたい。

また、附帯意見で八雲総合病院と財政の問題について述べたが、そればかりではなく、地域医療を支える大切な存在でもあり、熊石国保病院ともども地域で守り続けなければならない。両病院にはこれからも町長を筆頭にみんなで知恵を出し合い、健全な病院づくりに努めていただきたい。

以上を申し添え、予算特別委員会の審査報告といたします。

○議長（能登谷正人君） 委員会報告に対する質疑は、議長を除く全議員が予算特別委員であることからこれを省略いたします。

委員会の報告はいずれも原案のとおり可決すべきものであります。

これより各案を区分して討論を行います。

まず、議案第 14 号、議案第 15 号、議案第 20 号、議案第 21 号、議案第 25 号、及び議案第 34 号の条例案 6 件について、これより討論に入ります。討論はございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 議案第25号に対し反対討論をいたします。

これは介護保険事業特別会計と関連いたしますが、大幅な介護保険料の増額であり、町民に対する計り知れない影響を考えると、とても納得できるものではありませんので、反対いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に賛成の方の発言を許します。

○8番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8番（赤井睦美君） 賛成の立場で討論させていただきます。

議案第25号介護保険条例の一部を改正する条例については、国の法改正によるものとはいえ、今回条例の一部を改正することで、介護保険料が大幅に値上がりし、支払いに苦慮される方が出ることも予想されます。しかし、値上げをしないことで将来子どもたちに負担を背負わせることになるということを考えると、ある程度の値上げもやむを得ないのではないかと思ひ賛成いたします。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。ありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これにて討論を終結いたします。

これより採決いたします。この採決は起立によります。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

これより直ちに議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第21号、議案第34号の条例案5件について、一括して採決いたします。

お諮りいたします。

議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第21号、及び議案第34号の条例案5件について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、議案第14号、議案第15号、議案第20号、議案第21号及び議案第34号の条例案5件については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

次に議案第1号から議案第10号まで、平成27年度各会計予算について、これより討論に入ります。討論はございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 議案第1号一般会計と議案第4号介護保険事業特別会計、議案第9号病院事業会計について反対の立場で討論をいたします。

まず、一般会計は自主財源が依存財源の4分の1ほどで推移しております。再生可能エ

エネルギー事業の導入で地域内経済循環を実現し、雇用が生まれ、自主財源が増やせる町を目指すべきであります。予算委員会の中でも言われていましたが、もう勉強の段階でなく、事業に着手する時期ではないでしょうか。地方創生の目玉として再生可能エネルギー事業の計画構想に予算を振り向けることを提言いたします。国絡みでは自衛隊基地増強の要望や新幹線推進事業に 100 万円以上もの予算付けに疑問がありますが、最たるものが社会保障・税番号制度対応システム改修事業です。平成 28 年度の制度施行に向けて準備するための予算かと思いますが、公的個人認証サービス機器導入事業と合わせて 4,500 万円ほどの予算化であり、一般会計からは 2,000 万円の持ち出しであります。国の制度改正で、やむを得ないものはあるとしても、いわゆるマイナンバー制度は総背番号制と言われ、一人一人に番号が付けられ、あらゆる履歴が集中的に管理されます。そのデータが絶対流出しないと誰が言えるでしょうか。悪用される恐れがある制度は、始めから導入するべきではありません。

以上の理由から一般会計に反対いたします。

次に介護保険事業特別会計予算についてであります。そもそも、国は高齢者人口の増大に合わせて財政負担を増やさなければならない立場であるのに、介護保険料を増額するということはその動きに逆行しています。

介護保険料の大幅な値上げの実施は所得が増えない中、消費税増税、各種料金が値上がりしている状況を考えると、町民の生活を圧迫する保険料改定であり、納できません。

議案第 9 号の病院事業会計については、自治体病院は不採算部門があっても、住民福祉向上のために維持していかなければならないものとして、一般会計からの繰り入れは必要なことだとの認識から、これまで反対したことはありませんでした。

しかし、患者の 4 割が町外に流出している原因分析は十分とは言えず、患者を呼び戻す努力が最大限行われているとは言いがたいものがあります。患者減による医業収益の悪化から厳しい財政状況に追い込まれている中、医師確保に必要だとして、今建築中の 28 戸の医師住宅の借り上げ料 4,950 万円は、今年度は 3,750 万円ですが、医業収益で賄うとの方針です。しかし、言ったとおり実行できるのか危惧せざるを得ません。また、20 年間借り上げで 10 億の出費が町財政にもたらす影響も未知数のものがあります。

これまで議会は一般会計からの多額の繰り入れは極力抑えるようにと、何度も何度も言ってきましたが一向に是正されません。財政悪化の改善は病院一丸となって、さらには町を挙げての努力が必要であります。今一度、町民から愛され信頼される病院に邁進するよう決意していただきたく苦言申し上げました。

以上で反対討論を終わります。

○議長（能登谷正人君） 次に賛成の方の討論を許します。

○8 番（赤井睦美君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 赤井さん。

○8 番（赤井睦美君） 賛成の立場で討論させていただきます。

議案第 1 号一般会計予算は、平成 27 年度から基金を取り崩し予算編成しなければならない

い状況にはありますが、大幅に事業を見直し、最小の予算で最大の効果を求めて予算編成をされている努力が見られることから賛成をいたします。ただ、縦割り行政を超えた工夫をすることで、合理化出来そうなところもあると感じたので、今後も努力していただきたいと思います。

案第4号介護保険事業特別会計予算につきましても議案第25号の介護保険条例の一部改正と同じく将来子供たちに大きな負担を残さないよう、保険料を値上げすることで、よりよい予算編成を行っていると考え、賛成いたします。

また、議案第9号病院事業会計においては歳出に合わせた予算の立て方ではなく、当初予算から他会計の繰り入れを実施するという議会提案を受け入れ、予算編成に取り組んだことについては評価し、平成27年度予算に賛成いたします。

しかし、本館棟の建てかえ、医師住宅の借りに関しては、医師を招聘する上で欠かせないということは十分理解しておりますが、建設に至るまでの進め方に対しては納得できるものではありません。本来、町、病院、議会、町民が情報を共有し、町民にとっても働く方たちにとっても、安心して頼れる病院を目指すべきなのに時間がないという理由で十分な話し合いが出来ず、意思の疎通が非常に困難でした。今後、情報共有と意思の疎通を図り、オール八雲でよりよい病院の構築に向けて取り組んでいけるよう十分配慮していただきたいということをつけ加え、賛成討論とさせていただきます。

○議長（能登谷正人君） 次に原案に反対の方の発言を許します。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） これをもって討論を終結いたします。

これより各案を区分して採決いたします。

まず、議案第1号平成27年度八雲町一般会計予算について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第1号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） ありがとうございます。

起立多数であります。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

議案第4号平成27年度八雲町介護保険事業特別会計予算について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第4号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

議案第9号平成27年度八雲町病院事業会計予算について採決いたします。

この採決は起立によります。

お諮りいたします。議案第9号について原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、議案第9号は原案のとおり可決されました。

次に、ただ今採決をいたしました議案第1号、議案第4号及び議案第9号を除く、議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第8号まで及び議案第10号について一括採決いたします。

お諮りいたします。ただいま申し上げました議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第8号まで及び議案第10号について、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって議案第2号、議案第3号、議案第5号から議案第8号まで及び議案第10号については、原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第3 議案第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第3 議案第11号八雲町行政手続条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第11号八雲町行政手続条例の一部を改正する条例について、ご説明申し上げます。

議案書は1ページになります。この度の改正は行政手続法の一部を改正する法律が平成27年4月1日から施行されることに合わせて、本条例を改正するものであります。行政手続法は行政が行う処分や行政指導及び届け出に関する手続き、並びに命令を定める手続に関し、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため平成5年に行政手続法が成立し、法律に準じて八雲町においても平成10年4月に施行されております。法律改正の内容につきましては、概要説明書の6ページ別紙1をご覧くださいと思います。

1つ目として、国の行政手続法の一部を改正する法律の概要、そして3番目に条例改正の概要を記載しておりますが、法律の改正に合わせて条例を改正するもので、改正内容は3点あります。

条例改正の概要でご説明いたしますが、1点目として行政指導の根拠の明示ですが行政指導を行う際、現行では行政指導の趣旨や内容、責任者を示すことになっておりますが、この他根拠法令の条項、法令規定される要件、要件に適合する理由を示すことになってお

ります。2点目は法令等の要件に適合しない行政指導を受けたと思う場合には、指導を受けた相手方は行政指導の中止等を求めることができることになり、町では必要な調査を行い、要件に該当しない場合は中止等の措置を行わなければなりません。3点目は何人も法令違反の事実を発見したときは是正のための処分、行政指導を町に求めることができることになりました。

以上がこの度改正された内容でございます。

それでは議案書1ページよりご説明いたします。1ページの第2条から3ページまでに記載されている名宛て人の改正は、常用漢字表の改正により漢字表記が可能となったことによる改正でございます。3ページの右下、第33条の行政指導の方式に第2項と次のページの第3項の2項を追加する改正であります。第2項は行政指導を行う場合には根拠となる法令の条項、条項に規定する要件、行政指導が要件に適合していることの理由を示すこととしております。次に、第34条の2、行政指導の中止等の求めについてであります。行政指導を受けたものが法令等に適合しないと思われる場合には、行政指導をした町の機関に申し出て中止を求めることができるものですが、条文の中ほどに但し書きがありますが、行政指導に当たって、弁明の機会を経て行われたものである場合には対象外としております。第2項は申し出書の記載内容、第3項は申し出を受けた町の機関は必要な調査を行い、法令等の要件に適合しないと認めるときは行政指導の中止等を行うことを規定しております。5ページ目の第34条の3、処分等の求めであります。法令等に違反していると思われる場合には、当事者のみならず何人も町の機関に処分または行政指導を求めることができるという規定であり、第2項はその手続き、第3項は申し出を受けた町の機関は必要な調査を行い、必要な措置を行うことの規定であります。附則第1項は施行期日で、この条例は平成27年4月1日から施行するものであり、第2項は行政手続条例を引用する八雲町税条例の一部改正であります。行政手続条例の条文の追加により改正となるものであります。

以上、簡単ではありますが、議案第1号のご説明とさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 平成10年に町が施行したということで、これまでの間に一番多い具体的な事例としてどのようなものがあったんでしょうか。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 行政手続についてはですね、それぞれの所管、いろいろ申請、届出、それから処分というのがあります。例えばですね、身近なところでは役場を借りたいという申請も行政手続の一環、要はいろんな施設を借りたいというのも申請行為が行

われますので、何が多いかというのは総務課の方でも把握しておりませんので、ちょっとお答えはできませんけども。役場というか教育委員会だとか、いろんな機関に手続を申し出す行為というのが行政手続になりますので、例えば乳幼児医療の申請だとか様々な税の手続だとか。そういったことも含めての手続きになりますので、何が多いかって言うと、ちょっと今お答えはできません。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） この中に税の徴収等入ると思うんですけども。町側がこう、例えば差し押さえをした時にそれは不当だっていうようなことも含まれるんでしょうか。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） 今のご質問でありますけども、先ほど総務課長が説明をいたしました議案書5ページの税条例の一部を改正するということにありますけども、このことについては、今、佐藤議員のご質問にあったことは除かれて、地方税法による徴収事務になるということですので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第4 議案第12号

○議長（能登谷正人君） 日程第4 議案第12号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 議案第12号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例について説明いたします。

議案書7ページをお開きください。本件は地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部改正が本年4月1日から施行され、教育委員長と教育長の職を一本化した新教育長の

職が設置されることや、新教育長はこれまでと身分が異なる職となることに伴う条例の新規制定であります。改正法第 11 条第 4 項で教育長は常勤とするとされ、同条第 5 項で法律または条例に定めがある場合を除き、職務に専念する義務が課せられました。このことから、職務に専念する義務を免除できる事項について条例で定めようとするものであります。

条例第 1 条の制定の趣旨ですが、ただいま申し上げた法第 11 条第 5 項の規定に基づくものであります。第 2 条の職務に専念する義務の免除は、これまで一般職である教育長に適用してきた職員の職務に専念する義務の特例に関する条例に定める事項と同様の、第 1 号研修を受ける場合、第 2 号厚生に関する計画の実施に参加する場合、第 3 号に教育委員会規則に定める場合としております。別途定める教育長の勤務に専念する義務の特例に関する規則においても、これまでと同様に職員の職務に専念する義務の特例に関する規則に準じた事項を定めることとしております。

附則として、条例の施行期日を平成 27 年 4 月 1 日としておりますが、第 2 項に経過措置を設けております。経過措置の内容ですが、改正法附則第 2 条第 1 項で現に在職する教育長は、教育委員会の委員としての在任中は従前の身分のまま在職するものとするとしておられることから、現教育長が引き続き教育長として在職する間はこの条例の規定は適用しないこととしております。具体的に八雲町の場合は、現教育長の任期が満了する平成 29 年 11 月 17 日までこの条例の規定は適用されないこととなりますが、現教育長の教育委員としての任期満了以外に辞職や死亡、罷免等、予期せぬタイミングにより新教育長を選任しなければならない場合も想定し、改正法の施行日に合わせて条例を整備しておこうとするものでありますので、ご理解いただきたいと存じます。

以上で議案第 12 号教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 経過措置があるということで、平成 29 年 11 月 17 日まで適用されないということですが、今の教育長の任期が続く限り体制は以前のままで、教育委員長もそのまま継続になるということよろしいのかということをお尋ねいたします。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 今、佐藤議員からありましたとおりですね、現教育長の任期中はこれまでの教育委員会制度と同じに教育委員長と教育長それぞれ併存するという形であります。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第5 議案第13号

○議長(能登谷正人君) 日程第5 議案第13号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長(荻本和男君) 議長、学校教育課長。

○議長(能登谷正人君) 学校教育長。

○学校教育課長(荻本和男君) 議案第13号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明いたします。

議案書8ページをお開きください。本件は法律改正に伴い関係条例3本を改正しようとするものであります。第1条八雲町広告式条例の一部改正は、現行法の第14条が改正により第15条に繰り下がることから、本条例の引用箇所である条例第5条第1項及び第2項で引用する条を改めるものであります。

第2条八雲町非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正は、法改正により教育委員長の職が教育長に一本化されることから、別表の教育委員会委員長の項を削除するものであります。なお、先ほど申し上げたとおり、改正法附則第2条第1項の現に在職する教育長は教育委員会の委員としての在任中は同条第2項の規定により、現行制度の教育委員会が継続することとなり、従来どおり教育長と教育委員長が並存することとなりますので、条例附則第2項において現教育長が引き続き教育長として在職する間は適用しないこととしております。

議案書9ページをお開きください。次に条例第3条八雲町教育長の給与及び旅費等に関する条例の一部改正についてご説明いたします。題名の改正として、給与及び旅費等の「等」を削っております。現行条例では、給与、旅費の他に勤務時間等についても定めておりましたが、給与及び旅費の額、並びにその支給方法のみを定める条例内容に改正するため、題名から等を削るものであります。これは、これまで教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件については教育公務員特例法第16条第2項で当該地方公共団体の条例で定めるとされておりましたが、今回の法改正で先ほども申し上げたとおり、教育長は議会同意を得て選任される地方公務員法上の特別職となるため、教育公務員特例法第16条は削除されております。そのため、この特例法16条により条例で定めるとされていた事項のうち、

給与等については地方自治法第 204 条に基づき、条例で定めることが必要となったもので、第 1 条趣旨に地方自治法第 204 条第 3 項の規定に基づきを加えるものであります。第 4 条勤務時間その他勤務条件の削除は、先ほど教育長の職務に専念する義務の特例に関する条例の制定で申し上げたとおり、改正法第 11 条第 4 項で教育長は常勤とするとされ、第 5 項で法律または条例に定めがある場合を除いて職務に専念する義務が課せられており、教育長の勤務時間を特定する必要があります。しかし、その際の法形式の定めがないことから文科省の通知により、教育委員会規則をもって足りるとされており、別途、教育委員会規則で教育長の勤務時間、休暇等に関する規則を定めることによるものです。なお、新たに制定する規則では教育長の勤務時間、その他の勤務条件については現行と同じく一般職員の例によることといたします。第 5 条重複給付の禁止の削除は法改正による教育長は教育委員としての身分を持たなくなることによるものであります。

附則として、条例の施行日を平成 27 年 4 月 1 日としておりますが、経過措置として、先ほど申し上げた本条例第 2 条の他に第 3 条につきましても、改正法附則第 2 条第 1 項の規定により、現教育長が引き続き教育長として在職する間は従前の規定を適用することとしております。

以上で議案第 13 号地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係条例の整備に関する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 6 議案第 16 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 6 議案第 16 号八雲町債権の管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○収納対策室長（梶原雄次君） 議長、収納対策室長。

○議長（能登谷正人君） 収納対策室長。

○収納対策室長（梶原雄次君） それでは議案第 16 号八雲町債権の管理に関する条例の一

部を改正する条例について提案説明いたします。

議案書 21 ページをご覧くださいと思います。本条例改正は法令の規定による調査権限がなく、居所・納付資力等の調査ができない私債権等において、債権の管理に関する事務を効率的に行うために、必要限度で町税等の他の債権で保有する滞納者の連絡先や滞納状況等の滞納者情報を利用することについて、個人情報取り扱いに関する規定を設けようとするものであります。

改正内容は、滞納者に関する情報の追加規定で、第 6 条第 1 項は町の債権に滞納がある場合に町税等の他の債権が保有する滞納状況、滞納処分等の情報の提供についての規定となります。第 6 条第 2 項は第 6 条第 1 項の場合に当該債務者の所在が明らかでない時は、町税等の他の債権で保有する住所、電話番号等の当該債務者との連絡に必要な情報の提供についての規定となります。第 6 条第 3 項は、第 6 条第 1 項及び第 2 項で提供された滞納者情報等の利用について、債権管理事務以外への利用の制限に係る規定となります。第 6 条第 4 項は、第 6 条第 1 項及び第 2 項で提供された情報を利用する場合に当該債務者及び第三者の権利利益を不当に侵害しないための守秘義務規定であります。第 7 条以降は新情報追加による項ずれ及び対象条項変更の改正となります。

附則として、第 1 項施行期日は平成 27 年 4 月 1 日とし、第 2 項として、この条例の施行前に発生した町の債権についても適用することが出来るものであります。

以上で議案第 16 号八雲町債権の管理に関する条例の一部を改正する条例についての提案説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 7 議案第 18 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 7 議案第 18 号八雲町ウタリ住宅整備資金貸付条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長（山田耕三君） 議長、住民生活課長。

○議長（能登谷正人君） 住民生活課長。

○住民生活課長（山田耕三君） 議案第 18 号八雲町ウタリ住宅整備資金貸付条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 25 ページであります。この度の改正は題名及び条文中の文言の改正で、平成 19 年の国連総会において、先住民族の権利に関する国際連合宣言の採択を踏まえ、衆議院及び参議院においてアイヌ民族を先住民族とすることを求める決議案が全会一致で採択され、この決議を受けて、政府はこれまでのアイヌ政策をさらに推進し、総合的な施策の確立に取り組むとの考えを示しているところであり、アイヌ民族や文化への理解が進んできた社会的背景の変化を受け、アイヌ系民族の称号をウタリからアイヌに改めるため、既設条例の一部を改正するものであります。

なお、アイヌ語でアイヌは人間、ウタリは同胞という意味であります。改正条文は題名及び第 1 条から第 3 条までのウタリをアイヌに改めるものであります。

附則として平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、議案第 18 号の説明といたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 8 議案第 19 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 8 議案第 19 号八雲町熊石地域会館等条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（牧 茂樹君） それでは議案第 19 号八雲町熊石地域会館等条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書 27 ページでございます。この度の八雲町熊石地域会館等条例の一部を改正する条例につきましては旧熊石福祉センター、現在の八雲町ふれあい交流センターくまいし館で

ありますが、この旧熊石福祉センターの改築に伴いましては完成後は近隣の地域会館を廃止し、新施設での利用に一元化し、行財政改革を推進することとしていたもので、今年1月にくまいし館が完成、開設されたことから、近隣の熊石根崎振興会館及び熊石雲石研修センターの2つの地域開館を廃止するための条例改正であります。

改正内容であります。八雲町熊石地域会館等条例の一部を次のように改正するというもので、別表第1、条例第2条の名称及び設置を規定する条文関係でございますが、別表第1中の熊石畳岩振興会館の次の項の名称、熊石根崎振興会館、位置、八雲町熊石根崎町123番地の欄及び熊石関内生活改善センターの次の項の名称、熊石雲石研修センター、位置、八雲町熊石雲石932番地1の欄を削除するものでございます。次に別表第2、条例第7条の使用料を規定する条文関係でございますが、別表第2中の熊石畳岩振興会館の次の項の根崎振興会館の項及び熊石泊川児童館の次の項の、熊石雲石研修センターの項を削除するものでございます。

なお、附則としましてはこの条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。以上、簡単であります。八雲町熊石地域会館等条例の一部を改正する条例の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○15番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤君。

○15番（斎藤 實君） 考え方だけお聞きいたしますけれども。根崎振興会館この度廃止になるということでもあります。ただあそこですね、町民の健康にかかわる相談なんかもやはり行われているんですよね。そういう部分につきましては今後どのような形で対応していくのか、その点について説明願いたいと思います。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 今回の廃止条例につきましてはくまいし館完成に、改築に伴いまして、これまで根崎振興会館、雲石研修センターについては使用を中止すると。そういうようなことで町内会、特に両地域、雲石と根崎の地域にはその方向で説明してきたものでございます。この間の、先日の町内会長会議でもその辺のところは再度町内会の方に全体として説明を申し上げたところでございます。

ただ今、現在使用している健康相談等をどういうふうに対応していくのかというようなことのご質問だと思いますけれども、住民サービス課の方の保健指導係の方とは協議の中では、今ちょっと固定してきてると。健康相談に来る方が固定してきているので、当分の間はその方のところに直接出向くと。そういうようなことで対応したいと。そういうようなことで考えているところでございます。

また、一部の地域でございますけれども、個人の自宅を使って健康相談をやっているようなところもあるそうでございます。また、そういうところは逆に2時間ほど前から地域の

方が集まってコミュニティー等も逆に取れているというようなこともございますようですので、そこまで役場の方でしてくださいということにはなりませんけれども。現在行っている健康相談とかそういうことについては、そのような形の中で対応したいというふうに考えてございます。以上でございます。

○15 番（斎藤 實君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 斎藤さん。

○15 番（斎藤 實君） その点につきましては分かりました。ただね1つだけ、やはり行政を進める上で考えてほしいのは、当初福祉センター廃止して新しいものをつくるという中で、町内会の説明の中ではですね、やはり今の港の部分に作るという説明で、そうすると各地域の近隣の建物は不用になっても良いんじゃないかということですね、そのような説明あったわけですよ。ですから、各町内会でもそのことについては良いのではないだろうか。2つのものを1つにしながら活用することも、これからは必要でないだろうかというお話で、地域に町内会長さんが説明をしてですね、そういう形で活用していきましようということになった経過があるんですね。ただ、いつの間にか3.11の関係で津波の関係でですね、方向転換してやはりこういう公の建物はやはり高台の方がいいのではないだろうかというお話になりましてですね、今の現在のところにセンターが建設されたわけですね。ただその中でやはり町内会長がですね、非常に町民に説明するときに大変苦慮したのはですね、了解したと現実と違うのではないのかと。だから、その点についてどう活用して、住民サービスを落とさないようにするためにどうやっていくのかということもですね、やはり考えてほしいということで町内会の中のお話もありました。私も町内の町民の1人ですから、そういうようなお話があったことは承知してるわけですがけれども。今後におきましてですね、やはり高齢者の方々の健康相談等につきましても、やはりあの建物はまだまだ立派ですから。あのまま廃止するという点について、廃止は廃止でいいんですけれども、今後の活用もですね、やはり1つ考えていかなければというふうに思うんですけれども。その点についてはどのようなお考えでありますか、お尋ねをいたします。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 議長、地域振興課長。

○議長（能登谷正人君） 地域振興課長。

○地域振興課長（牧 茂樹君） 今、斎藤議員の方からご指摘がありましたけれども、最終的な説明の方が不足していたんじゃないかと。自分もちょうど住民サービス課長でしたので、説明が不足をしていたというようなご指摘がありましたけれども。もしそういうことがあるのであれば、本当に大変申し訳ないことだなというふうにして思っております。町としましてはパブリックコメント、町内での説明会等を実施しておりましたけれども、拾いきれていなかったのなかというようなことで、反省しなければならないというようなことで考えております。

また今後の特に根崎振興会館をどうするかというようなことですが、今条例を廃止しますけれども、すぐ当然取り壊すというような方向にはならないと思います。その中で特に根崎町内会長さんの方も最初に質問あったように健康相談のことですか、いろいろ

ろなことでですね、相談は受けている状況ではあります。ただ、今の条例廃止ということですので、今町の方で当然、光熱費等運営の経費も予算化しておりませんので、開設するというにはならないと思いますけれども。地域の特に根崎の方で地域コミュニティーだとか活動が出来なくなるとか衰退していくとか、そういうようなことには出来ませんので、いろいろな場面で相談しながら、どういうふうにしていったら良いのかも相談したいというふうにして考えております。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今の課長の説明では、ちょっと納得しかねるんでないのかなと思うんですよね。ということは、福祉センターを建てかえをして、そしてくまいし館をつかった。そして我々に提示してる時は畳岩と根崎と雲石研修センターを廃止しますよと。で出来た。計画の中で廃止をしていかなければならない。で今、斉藤さんとのやりとりの中で、何らの活用をしていくような類いの答弁来たんですけれども。そうするとじゃあ別に閉館しなくても良いんでないでしょうかね。あるものを壊すのはいとも簡単なの。閉館することはいとも簡単なの。だけでも閉館した場合、今度処分を考えなきゃないですよね。いつまでもそこに建てておくことできないでしょう。解体なり何らのことを手立てしなきゃならないと思うんですよね。だから私ね、地域の高齢化っていうの進んでますから、足腰の悪い人方のためにでも、その会館を存続させていくという方法もあるんじゃないでしょうか。ずっと言ってきた経緯があるんですよね。で今回こういう条例が出てきた。これはもう出てきてこれが可決されたら、そういうもう閉館に向けて解体に向けて進んでいかなければならないと思うんですよね。今、答弁を聞くと何かしら活用方法を考えるようになってなると、一貫性がどっかでないんでないかなと思うんですよね。その辺は、いや私は古くても活用策を考えるってなればこの条例は要らないんですよ。今ちょっと答弁が来た場合。そうでしょう。何らの活用策を考えたいということになると、この条例というのは存在しないと思う。この条例が出てきたら閉館して解体しなきゃならないと思うんですよね。その議論を今ここでするべきだったと思うんですけれども。どうもその辺の整合性がとれてないような気がするんですけどもどうなんでしょうか。

○副町長（植杉俊克君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） ただ今のご質問なんですけども。今回ですね、先ほどご説明しておりますように、今のくまいし館が福祉センターの後にですね、くまいし館が例えば根崎の会館とそれから雲石の研修センターはこれは廃止にしますと。こういった流れで事務の見直しの中できたと。2つを廃止するという流れで事務の見直しで来たと。で、実際に福祉センターが完成しましたので、くまいし館が完成しましたのでこれまでの計画どおりに2つの開館は廃止する。ただ牧課長も言ったように、すぐ解体するというのではなくて、その会館は建物自体はですね、使われなくなる。削除されます、廃止されますから、

建物自体は壊さないんですがあるわけです。で、それは町としては普通財産というか、そういったことで形あるうちは管理していくというふうになります。でその時に仮に町ではもうそのね、運営する予算は何もないですけども、地域でどうしても何かの時にそこをちょっと借りたいというふうなことあるかもしれません。あるいは咄嗟の場合、災害等の場合はですね、ちょっとこう何かしたいということがああるかもしれない。そういった場合はどうするかということは、これからまた相談するというケースが出るんでないでしょうかという意味だというふうに僕は考えております。よろしくご理解をお願いいたします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 閉館する有効活用という意味でしょう。そうすると、ここの条例で出てきたらあるかもしれないとかっていうふうな説明というのは私はちょっと。じゃあ維持管理費はどこでじゃあ、あの、かかりますよね閉館しても。維持管理、屋根剥がれた、壁落ちた、ね。っていうことになる恐れがある。そうするとここで、ここを閉館しなくても存続させればいいでしょう。条例で謳ってしまえばこれ廃止の方向に進むんだもの。そういう考え方持ってた。あるかもしれないとかっていう条例制定する場合は、あるかもしれないとかってなれば、じゃあ次、維持管理費というふうにしてあなた方ここを見るのっていう議論を我々せざるを得ない。その辺の考え方どうも。

○副町長（植杉俊克君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） そのものがですね、すぐ壊さないであるものをこれから直しながら管理するというでなくてですね、すぐは取り壊さないということがまず現在の考え方なんです。で、そこにあるものを管理していくという、屋根が例えば壊れたからどうする、窓が壊れたからどうするというのではなくて、それは今のところはあるんですけども、近い将来はやっぱり使えなくなるというふうになりますので。その時やっぱり取り壊しというふうになると思うんですが、それまでの間は普通財産として町の財産としてありますので、その時に地域等のですね、何かお話があった時にどう対応するかということも相談することも。相談きたらなんとか駄目ですと言えるのかどうかですね、その辺を相談していきたいという思いだと思っておりますけれども、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） いやいや、どうもその辺がね、二転三転して我々の方でちょっと理解に苦しむんだよね。

（何か言う声あり）

○7番（田中 裕君） 何かありましたらどうぞ。

○議長（能登谷正人君） 暫時休憩します。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時23分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

○副町長（植杉俊克君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） 大変時間をかけてすみませんでした。

ただいまのご質問なんですけども、根崎の振興会館と雲石の研修センターについては、ふれあい交流センター熊石館がですね、完成したらこれはもう廃止するというので今回条例を出していただきました。で、残ったこの根崎の振興会館等はですね、近い将来は解体するというのでいずれにしても考えていきたいというふうに思ってるんですが、仮に根崎の会館の方からですね、もしその町内会で全部経費持つからちょっと何かの時に貸してほしいんだというふうなことがもしあればですね、それは町としても相談に乗っていく。こういったことで考えておりますので、よろしくお願いします。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 条例というのはさ、重んじなきゃないと思うんですよね。我々ルールの中で仕事させていただいてるんですよ。じゃあ当初、もう止めますけどもね、当初総務の委員会にかかってきた時、閉鎖しますからという議論をされた。で、私はその時、いや閉鎖でなく高齢化社会になってんだから、足腰の悪い人方地元に近いところが良いですから、ちょっと存続させてやりなさいという議論したんですね。そしたら、いや、あくまでも新しいところがあったから廃止に向かって進めさせていただきます、ってこういう議論が過去の総務の委員会で作された。自分が喋ったことについては私頭の中にインプットしているから分かるんです。で、条例が出てきました。で、廃止します。ということはこの条例が可決されたらその施設等々については一切、一切っていうわけでないな、なるべく使わない方向でいかなきゃならないと思う。これが私は行政のルールだと思う。ところが今聞くと。いや、近い将来あるかもしれないとか、すぐ壊さないとか近い将来だとかって何かしら、じゃあ最終的にじゃあどうするのっていう議論をまたここで我々しなきゃないの。これが条例が持つ1の背景なんですね。だからまあこれ以上言えばまた町内会の考え方を無視して田中さんあんた何言っているんだって言われる可能性もあるし、また熊石の職員の案件について田中さんまたやってるのかって家に帰ればそういう陰口叩かれるんです。だからお互いにいい方向にさ、これ条例可決されちゃえば解体の方向でもう進んでいかなければならないと思うの。ね。だからこの条例は今出すんでなく、もっと後で出してもいいんじゃないですか。使わせるんだったら。それもまた出来ないんだわ。上程されてきた以上は。これがルールなんです。まあ、何かしら終わるような雰囲気なんですけども、もうちょっと一貫性持とうや、一貫性。駄目、こういうの出てきたらぼんと休憩、止まってしまうなんて、本来ならあり得ないの。そのための総務委員会順序踏んでやって来たの。だから自分でも言いながら分かったような、分からないような。

○副町長（植杉俊克君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） この条例についてはですね、先ほど申しましたように今までの根崎の振興会館と雲石の研修センターは廃止するというのでこの条例に出していただきました。ですから、もう近い将来向かっては、今は解体という予算は持っていないですけども、それは将来に向かって解体する方向で廃止の方向で考えているということでご理解願いたいと思います。

（「廃止する前の中間はどうするの」という声あり）

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 少し条例の関係でですね、補足でご説明したいと思いますけども。今回、会館条例を廃止するというので提案させていただきました。廃止ということは八雲町が運営することを廃止、止めたということでの廃止条例で、廃止したからといってすぐ解体するだとかということではありません。で、八雲地域でも過去に東部生活館を建設した時に、東町地域に東部生活館を建設した時に同じ地域のエリアに、東町会館というのがございました。で両方を町が運営するという事は出来ないの、東町会館を廃止いたしますということで地域と協議した中で、地域としてその会館を維持・運営、経費も含めて維持・運営をしたいので貸してくれないかというような経緯がございましたけども。あくまでも条例としてはですね、東町会館は八雲町では運営しないものですから、廃止するというので。今回も同じようなケースかなというふうに思っております。後ほど地域でその使いたい云々かんぬんの相談については町としては運営自体には関わらない、あるいは経費もかかわらないということでは町から手を離れるために会館条例を廃止するというようなことでの今回の条例改正ということでご理解いただきたいと思います。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） もう1回だけ許します。

○7番（田中 裕君） 今、総務課長の方から八雲町のあり方について説明されたんですけど。今回の場合は新築して廃止しますよということなんだよ。既存のことではないんです、今回の場合は。ふれあい館が新しくなったから、ここの会館については止めますよという、そういう背景があるの。ただ、今総務課長がおっしゃっているのは、私は背景を考えるならばそれは私適当な説明ではないなというふうな認識はしてるんですけども。そこでね、その閉鎖すると、維持、使わせたいんだと、町内会からそういう要望が来たら。そういう答弁でしょう。そういう答弁なんだわ。そうすると維持管理費とか、そういう手当もしてやらなきゃならない。賠償責任の、いやいやまず町長途中でこうやってやるなって、俺気になるんだって。手でこうやったりさ。駄目だって人喋っている時そういう相槌うったら。私ね気になる人間なんですよね。だからもし私の答弁に不満があったら挙手をして言ってください。それだけお願いしておきたいと思います。

だからもうちょっとこの、まあ事情はわかった。分かったけども、この条例案は今でな

いんじゃないかい、そういうふうな方向だったら。もっと後々まで解体する寸前まで条例として残しておいた方が良くないですか。私はそういう気するんですよ。今無理してやっちゃえば。もうあそこ使えなくなるんだから。と思うんですけども。あちこちの議員さん、首かしげているんだけど、ねえ大久保さん。首かしげて田中何言っているのよって。まあ貴重な時間ですから、この辺で止めますけれども。もうちょっとね、一貫性持とう。どうするのか。そして地域で使いたいんだったら使いやすいような条例を追加でやるとかさ、そういう工夫を図っていただけないでしょうか。だって古くなるまで、みすぼらしくなるまで持っていたいんでしょう。壁が剥がれた、何が壊れた、ガラスが壊れたって手つけないもの。予算で。そうすれば解体しなさい。近い将来でなく早急に。ということでもう私今、議長から特別の許可もらって4回立つんですけどね。他の議員さんから、田中さんあんた何難しい事言ってるんだよなっていう事を言われて、私もそういう認識してるんですよ。簡単な事を聞いてるんであって。何も複雑にね、あなた方の答弁が複雑してるの。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 最初です、東部生活館と東町会館については元々東町会館がありました。そこに新たに東部生活館が建てられて2つの地域会館は必要ないということで1つ東町会館を廃止したというケースでございますので、同じケースということになります。

（「これはただの建替えだよ。同じ位置に。」という声あり）

○副町長（植杉俊克君） 議長、副町長。

○議長（能登谷正人君） 植杉副町長。

○副町長（植杉俊克君） 条例のですね、今回でなくていいんでないでしょうかというお話もありましたけども。今回4月1日からこれを廃止する。その施設のですね、管理をしないということで条例を出していただきました。で、もちろん27年度予算にもですね、管理経費等を計上しておりませんので、新しい施設ができたということで、この根崎と雲石を廃止する。町で管理をしないようにするということで予算計上もないものですから、4月1日から施行をさせていただくということで提案をさせていただいたものですので、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にありませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第9 議案第22号

○議長(能登谷正人君) 日程第9 議案第22号八雲町保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○住民生活課長(山田耕三君) 議長、住民生活課長。

○議長(能登谷正人君) 住民生活課長。

○住民生活課長(山田耕三君) 議案第22号八雲町保育所条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書32ページであります。この度の改正は、少子化により全町的に保育園児数が減少する中、また公から民への流れもあり平成23年度に、平成26年度をもって八雲町立くるみ保育園を廃止する方針のもと、園児数の推移を見極めてきたところではありますが、方針どおり平成27年3月をもって廃止するため、既設条例の一部を改正するものであります。

改正条文は第2条及び第3条の条文から八雲町立くるみ保育園を削除する改正であります。

附則として、平成27年4月1日から施行しようとするものであります。なお、園舎は解体し、敷地は今後の公共施設整備用地として確保することとしております。

以上、議案第22号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第10 議案第23号

○議長(能登谷正人君) 日程第10 議案第23号八雲町墓地条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（九十田亨君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 議案第 23 号八雲町墓地条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 33 ページをお開きください。この度の改正は、八雲墓地に新たな区画を設け、あわせて区画の名称を変更しようとするものです。変更する理由は近年少子高齢化や核家族化などが進み、少人数あるいは一人きりで墓継承者が管理者となるケースが増加傾向にあり、墓建立、管理経費の負担増など、経済的な理由などで墓の小規模化を望む声もあります。そのことから従来の一区画の面積が大きく、小規模の墓を購入しようとする利用者から、周りの墓からすると見劣りしてしまうなどの声もあり、小規模の墓に見合う区画の要望が出てきており、八雲墓地を今後も有効に活用するために社会情勢に合った区画を整備し、効率的な運営を図れるよう、今回現在の区画の 3 分の 2 の面積の区画を新たに整備し、将来を見据えた墓地の土地利用を図るために八雲墓地条例の別表第 2 の一部を改正しようとするものです。

改正する内容は表の左側現行と右側改正後の八雲墓地欄をご覧ください。一区画の規模ですが、八雲墓地には旧区画 6.6 平米と新区画 6 平米により現在は使用していただいておりますが、今回新たに 4 平米を一区画とする区画を設けようとするものです。また使用料については八雲墓地の一区画は現行 3 万 5,000 円ですが、今回設けようとする新たな区画は区画規模を勘案し、現区画の約 3 分の 2 相当額として一区画 2 万 4,000 円に設定しようとするものです。また区画名は区画の名称が 3 種類となることから従来旧区画を A 区画に、新区画を B 区画に、新たな区画を C 区画に区画の名称をそれぞれ変更、または新設しようとするものです。

なお、附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものです。

以上、簡単ではありますが、議案第 23 号八雲町墓地条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 11 議案第 24 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 11 議案第 24 号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第 24 号地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律の公布に伴う関係条例の整備に関する条例についてご説明申し上げます。

議案書 34 ページになります。本条例は地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法令の整備に関する法律、いわゆる医療、介護総合確保推進法の公布により介護保険法が改正され、平成 24 年 4 月 1 日介護予防サービス事業が地域支援事業に移行されるため、当町では介護保険条例の改正により、地域支援事業実施開始の猶予期間を設けることになり、また併せて生活保護法の改正が行われることから関係条例の規定を改め、経過措置の規定を設けるため、関係する既設条例の一部を改正しようとするものでございます。

最初に第 1 条八雲町介護予防支援事業実施条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。第 1 条は、医療介護総合確保推進法成立に伴う介護保険法の改正により、引用している条項を改める必要があることから第 8 条の 2 第 18 項を 8 条の 2 第 16 項に改めるものでございます。

次に、第 2 条八雲町ホームヘルプサービス事業実施条例の一部を改正する条例についてでございます。八雲町訪問介護事業所が行っているホームヘルプサービス事業について、生活保護法の介護扶助のうち介護予防サービスに係る規定について条文を整理しようとするものであります。第 4 条第 1 項第 5 号の改正は利用者の範囲について、第 5 条第 2 項の改正はサービスの利用等について、第 7 条第 1 項第 4 号の改正は費用の負担について、それぞれ地域支援事業を実施するまでの間、生活保護法第 15 条の 2 第 1 項第 5 号の介護予防の規定を削除するものでございます。

35 ページになります。第 3 条八雲町総合保健福祉施設シルバープラザ条例の一部を改正する条例についてでございます。第 20 条はデイサービス事業の実施に係る規定、実施について規定しておりますが、地域支援事業を実施するまでの間、第 1 項第 2 号の介護予防通所介護の規定を削除しようとするものでございます。

次に第 4 条八雲町熊石デイサービスセンター条例の一部を改正する条例についてでございます。第 3 条は熊石デイサービスセンターが行う事業について規定しておりますが、地域支援事業を実施するまでの間、第 1 項第 2 号の介護予防通所介護の規定を削除しよう

するものでございます。

次に第5条八雲町デイサービス事業実施条例の一部を改正する条例についてでございます。デイサービス事業を行っております八雲及び熊石デイサービスセンターについて、生活保護法の介護扶助のうち介護予防サービスに係るものの規定について条文を整理しようとするものでございます。第4条第1項第3号の改正は利用者の範囲について、第5条第2項の改正はサービスの利用等について、第6条第1項第3号の改正は費用負担について、それぞれ地域支援事業を実施するまでの間、生活保護法第15条の2第1項第5号の介護予防の規定を削除するものでございます。

附則についてでございます。附則1は本条例全ての施行日を平成27年4月1日とする規定でございます。37ページをお開き願います。附則2は経過措置について、医療介護総合確保推進法附則第11条等の規定により、改正前の介護予防通所介護の介護予防サービス事業は引き続き効力を有する旨の規定でございます。附則3は経過措置について、医療介護総合確保推進法附則第30条等の規定により、生活保護法の介護扶助の介護予防サービスは、引き続き効力を有する旨の規定でございます。

以上、第1条から第5条まで関係する条例の一部改正について、一括説明させていただきましたので、よろしく願います。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第12 議案第26号

○議長（能登谷正人君） 日程第12 議案第26号八雲町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及びに運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第26号八雲町指定地域密着型サービスの人員、設

備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書 41 ページでございます。この度の改正は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準が改正され、定期巡回随時対応型訪問介護看護や認知症対応型通所介護などの設備及び運営に関する基準、小規模多機能型居宅介護等サービスの登録定員等の拡大、並びに複合型サービスの名称等が見直されたことから、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。まず 41 ページになります。まず目次でございますが、複合型サービスの名称を看護小規模多機能型居宅介護に改称するものでございます。第 6 条から 42 ページの第 32 条までは、定期巡回随時対応型訪問介護看護にかかる改正で、第 6 条第 2 項の下線部分は、医療介護総合確保推進法の制定により、予防の訪問介護事業が地域支援事業に移行されることに伴い、文言を削除するものでございます。第 5 項は夜間のオペレーターとして充てることができる施設として、同一敷地内または隣接する施設等を加えるものでございます。第 5 項第 5 号から 42 ページの第 8 号については、条項及び名称の変更でございます。第 23 条第 2 項は条例第 39 条に規定されている介護医療連携会議において、第三者における評価を受けていることから外部評価の規定を削除するものでございます。第 32 条第 2 項は訪問看護サービスの一部を他の訪問介護事業所に行わせることが可能となったことから、指定訪問介護事業所を追加したものでございます。第 60 条から 45 ページの第 80 条までは認知症対応型通所介護に係る改正でございます。第 60 条はリハビリテーションの基本理念が基本方針に規定されることとなったため追加するものでございます。第 63 条第 4 項として介護保険制度外のお泊りデイサービスを実施する場合、事前に町長への届け出を求める規定を加え、第 5 項については第 4 項の追加による条項の整理を行うための変更でございます。44 ページになります。第 65 条は予防を含む共用型認知症対応通所介護の利用定員について、1 事業所ごとから 1 ユニットごとに 1 日当たり 3 人以下とする規定を設けたものでございます。第 2 項につきましては、文言の追加及び介護保険施設の規定を追加したものでございます。第 78 条の 2 は事故発生時の対応について厳格化するため 1 条を追加したものでございます。第 79 条は第 78 条の 2 の追加に伴い条項を調整、第 80 条は事故発生時の対応を加えたため準用規定を削除したものでございます。第 82 条から 49 ページの 106 条までは、小規模多機能型居宅介護に係る改正でございます。第 82 条第 6 項は看護職員等が兼務可能な施設に同一敷地内または隣接する施設を加えると共に看護職員の兼務可能な施設等の種別に介護老人福祉施設などを加えたものでございます。46 ページになります。第 7 項、第 8 項は名称の変更でございます。第 10 項は第 6 項を表に変更したための文言の変更でございます。第 83 条第 1 項は前条第 6 項を表に変更したための文言の変更及び小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合、利用者の処遇に支障がないことを前提に小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型のサービス等の直務と兼務することを可能とする規定を加えたものでございます。第 3 項は指定複合型サービス事業所を特定するための文言を加えたものでございます。48 ページでございます。第 85

条第1項は登録定員を25人以下から29人以下に変更したものでございます。第2項は通いサービスに係る利用定員を、26人以上29人以下の事業所においてはその登録定員に応じて16人から18人までとすることを可能とする規定を加えたものでございます。第91条第2項は条例第105条に規定されている運営推進会議において第三者における評価を受けていることから外部評価の規定を削除するものでございます。第106条は条項の調整でございます。第110条から50ページの第121条までは認知症対応型共同生活介護にかかる改正でございます。第110条第4項第7項、第111条第1項については複合型サービスを看護小規模多機能型居宅介護に改称することによる名称等の変更でございます。50ページになります。第113条第1項は、但書きとして新たな用地確保が困難であるなどの事情がある場合は、1事業所を3ユニットとすることができる規定を加えたものでございます。第121条は文言の訂正でございます。第130条から51ページの148条までは地域密着型特定施設入居者生活介護に係る改正でございます。第130条第9号第10項第131条は複合型サービスの解消に伴う名称の変更でございます。第135条は有料老人ホームである事業者が当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護を法定代理受領サービスとして提供する場合の利用者の同意を確認する要件を廃止するため、条項を削除したものでございます。第148条第2項第9号は、ただいま説明申し上げました同意書の確認要件を廃止するため、必要書類を記載した第9号を削除するものでございます。52ページになります。第151条第4項から54ページの第180条までは地域密着型介護老人福祉施設入居者生活介護にかかる改正でございます。第151条第4項及び第8項第1号は、サテライト型居住施設の本体施設として新たに指定地域密着型介護老人福祉施設を加えるものでございます。第12項は名称を正式名称に変更したものでございます。第13項は医療介護総合確保推進法の制定により、予防の訪問介護事業が地域支援事業に移行されることに伴い、下線部の文言を削除するものでございます。第15項、第16項は複合型サービスの解消に伴う名称の変更でございます。54ページでございます。第17項の追加は、サテライト型の本体施設としての指定地域密着型介護老人福祉施設に医師及び介護支援員を置かない場合の算出を規定したものでございます。第152条第1項第6号はサテライト型の本体施設として、地域密着型介護老人福祉施設を加えたものでございます。第176条第2項第7号は保存する書類に関する規定を追加したものでございます。第180条第1項第3号はサテライト型の本体施設として地域密着型介護老人福祉施設を加えたものでございます。55ページの第9章第190条から63ページの第202条は複合型サービスにかかる改正でございます。第9章から58ページの第193条までは統合型サービスの改称に伴う名称の変更でございます。第194条第1項は複合型サービスの改称の他、登録定員を25人以下から29人以下に変更したものでございます。第194条第2項は複合型サービスの解消、第2項第1号は通いサービスに係る登録定員が26人以上29人以下の事業所においては、その登録定員に応じて利用定員を16人から18人までとすることを可能とする規定を加えたものでございます。第195条から第196条第1項までは複合型サービスの改称に伴う名称の変更でございます。第196条第2項は複合型サービスの改称に伴う名称の変更の他、第105条に規定されている運営推進委員会におい

て第三者における評価を受けていることから、外部評価の規定を削除するものでございます。第197条の表題から63ページの第202条までは複合型サービスの改称に伴う名称の変更でございます。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上、議案第26号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 改正の冒頭にある看護小規模多機能型居宅介護というのは、今現在八雲に当てはまる施設があるのかどうかということと、あとですね49ページの最初の方にですね、現行の方で定期的に外部の者による評価を受けてという文言があるんですけども、それらが外されているのはちょっと問題があるんじゃないかと思うんですけども、その辺どうなのかお知らせください。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） ただいまの質問の看護小規模多機能型居宅介護については町内には現在ございません。またですね、49ページですね外部評価の規定につきましては、参酌する基準となつてございますけども、別な方ですね、評価を受けておりますので、国の基準に従つてですね削除するというふうに考えてございます。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 別なところから評価を受けているという、別ってどこですか。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 条例の中にですね、運営推進会議という部分が先ほど説明申し上げましたので、そちらの方ですね評価を受けているということですので、改めて2回は必要ないだろうという部分で削除というふうにしてございます。

○議長（能登谷正人君） 了解ですか。他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休憩 午後 0時04分

再開 午後 0時59分

○議長（能登谷正人君） 休憩以前に引き続き会議を開きます。

◎ 日程第13 議案第27号

○議長（能登谷正人君） 日程第13 議案第27号八雲町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第27号八雲町指定地域密着型介護予防サービス事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例についてご説明申し上げます。

議案書64ページでございます。この度の条例改正は介護保険法施行規則等の一部を改正する省令により、指定地域密着型介護予防サービスの人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準が改正され、介護予防認知症対応型通所介護などの設備及び運営に関する基準、介護予防小規模多機能型居宅介護等サービスの登録定員の拡大と所要の整備を行うため、既設条例の一部を改正しようとするものでございます。

それでは、改正内容についてご説明申し上げます。第7条から66ページの第37条は介護予防認知症対応型通所介護に係る改正で、第7条第4項は介護保険制度外のお泊りデイサービスを実施する場合、事前に町長への届け出を求める規定を第4項として設け、第5項については第4項の追加により条項の整理を行ったものでございます。第8条第1項は引用する条項の改正に伴い整理を行ったものでございます。65ページになります。第9条第1項は共用型指定介護予防認知症対応型通所介護の利用定員について1事業所ごとから1ユニットごと1日当たり3人以下とする規定を設けたものでございます。第2項は引用する条例の改正に伴い整理を行ったものでございます。第37条第4項は介護保険制度以外のお泊りデイサービス等における事故発生時の規定を第4項として設けたものでござい

す。第44条から71ページの第66条までは介護予防小規模多機能型居宅介護に係る改正で、第44条第6項は看護師等が兼務可能な施設等について同一敷地内または隣接する施設等を加えるとともに兼務可能な施設等の種別に介護老人福祉施設等を加えたものでございます。67ページになります。第7項第8項は名称の変更でございます。第10項は第6項を表に変更したための文言の変更でございます。第45条第1項は第6項を表に変更したための文言の変更及び介護予防小規模多機能型居宅介護事業所と同一敷地内に併設する事業所が総合事業を行う場合、利用者の処遇に支障がないことを前提に介護予防小規模多機能型居宅介護事業所の管理者が総合事業の訪問型サービスや通所型のサービス等の職務と兼務することを可能とする規定を加えたものでございます。69ページになります。第3項は指定複合型サービス事業所を特定するための文言を加えたものでございます。第47条第1項は登録定員を25人以下から29人以下に変更したものでございます。第2項第1号は通いサービスに係る利用定員を26人以上29人以下の登録定員の事業所においてはその登録定員に応じて16人から18人までとすることを可能とする規定を加えたものでございます。第63条第1項は引用する条文、条項の改正に伴い整理を行ったものでございます。第65条第1項は引用する条項の改正に伴い整理を行ったものでございます。71ページになります。第66条第2項は条例第62条第1項に規定されている運営推進委員会において第三者による評価を受けていることから外部評価の規定を削除するものでございます。第70条から第86条は介護予防認知症対応型共同生活介護に係る改正で、第70条第1項は引用する条項の改正に伴い整理を行ったものでございます。第74条第1項は但し書きとして、新たな用地確保が困難であるなどの事業がある場合は1事業所3ユニットとすることができる規定を加えたものでございます。第86条第1項は引用する条項の改正に伴い整理を行ったものでございます。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上、議案第27号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひ申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 14 議案第 28 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 14 議案第 28 号八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第 28 号八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてでございます。

議案書 73 ページをお開き願います。この条例は地域の自主性及び自立を高めるための改革の推進を図るための関係法令の整備に関する法律、いわゆる第 3 次地域主権一括法の施行に伴う介護保険法の改正により、これまで厚生省令で定められていました指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等について市町村条例で定めること。また、指定介護予防支援事業者の申請者の法人格の有無に係る基準についても市町村条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは条例について説明申し上げます。八雲町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例についてでございますが、介護予防支援事業は要支援 1、2 の介護認定を受けた方が介護予防サービスを適正に利用出来るよう、介護予防サービス計画の作成やサービス事業所との連絡調整などを行うもので、当町では指定介護予防支援事業所である八雲・熊石両地域包括支援センターで実施している業務でございます。現在は厚生省令で定められている基準に基づき業務を行っており、国の基準を上回る特段の事情も地域性も認められませんので、現行の国の基準に基づき条例を制定しようとするものでございます。

それでは条例の内容についてご説明申し上げます。第 1 章は総則としまして、本条例の趣旨を規定してございます。第 2 章は指定の申請者の要件として法人格を規定しております。第 3 章は事業の基本方針を規定しております。74 ページになります。第 4 章第 4 条、第 5 条につきましては人員の基準として、従業員、管理者の設置基準について規定してございます。第 5 章第 6 条から 80 ページの第 30 条については運営の基準として、指定介護予防支援の提供開始から利用に至るまでの手続等について規定してございます。第 6 章の第 31 条から 84 ページの第 33 条につきましては介護予防のための効果的な支援方法に関する基準を定めております。85 ページの第 7 章第 34 条は基準該当介護予防支援事業に関する基準についてですが、基準該当介護予防支援の事業に関する基準については第 3 条から第 33 条まで一部を除き準用することとした規定でございます。

次に附則でございますが、この条例の施行日を平成 27 年 4 月 1 日からとするものでございます。

以上、議案第 28 号の説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 15 議案第 29 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 15 議案第 29 号八雲町地域包括支援センターの職員および運営に関する基準等を定める条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第 29 号八雲町地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例についてでございます。

議案書 86 ページになります。この条例は先ほどの条例でも説明申し上げましたが、第 3 次地域主権一括法の施行に伴う介護保険法の改正により、これまで厚生省令で定められておりました地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準について、市町村条例で定めることとなったため、新たに条例を制定しようとするものでございます。

それでは条例についてご説明申し上げます。八雲町地域支援センターの職員及び運営に関する基準等を定める条例についてでございますが、当町では八雲・熊石 2 箇所の地域包括支援センターを国の基準に基づき運営しており、国の基準を上回る特段の事情も地域性も認められませんので、現行の国の基準に基づき条例を制定するものでございます。

それでは条例の内容についてご説明申し上げます。第 1 条は本条例の趣旨について規定しております。介護保険法に基づき包括的支援事業を実施するため必要な基準を定めることとしてございます。第 2 条は用語の定義を規定してございます。第 3 条は包括的支援事業の基本的方針を規定してございます。第 4 条は地域包括センターの職員にかかる基準及び当該職員数を規定しており、第 1 項は原則として、担当区域における第 1 号被保険者数がおおむね 3,000 人以上 6,000 人未満の地域包括支援センターには、保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員を各 1 名配置することとしており、八雲地域包括支援センターが該当

いたします。第2項は一定の場合に緩和して基準を認める規定であり、熊石地域包括支援センターが該当し、担当区域の被保険者数が1,000人以上2,000人未満で、職員については先に説明申し上げました保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員のうち2名の配置を可能としてございます。第5条は適切、公正かつ中立な運営の確保を規定しております。次に附則でございますが、条例の施行日を平成27年4月1日とするものでございます。

以上、議案29号の説明といたします。よろしく申し上げます。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 今、課長の説明の中で、先ほど来から説明の軸の中に地域性が認められないという説明してるんですね。で、地域性が私は逆に地域性を認めるべきだというふうな考え方を持っている1人なんですけどね。その背景にはどのような問題点があるから、問題点が想定されるのか。だから国でも地域性は認めませんよって来てると思うんですけど。その辺の解釈、我々どのように解釈しておいたらいいでしょうか。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） ただいま田中委員の地域性という部分ですけれども。改めて現状の地域性と極端に違う地域性が認められないと。現状のままの形で進む部分について、国と同じに進めるという部分に考えて、改めてそこで変える必要はないののではないかとこの部分の地域性でございます。特別に仮に熊石の部分が他の地域と変わっていないと。今現状でも現状のままの形の条例を制定したいということでございます。

○議長（能登谷正人君） よろしいですか。他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第16 議案第30号

○議長（能登谷正人君） 日程第16 議案第30号八雲町ホタテ貝養殖漁業ザラボヤ対策資金融資条例を廃止する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○水産課長（横山隆久君） 議長、水産課長。

○議長（能登谷正人君） 水産課長。

○水産課長（横山隆久君） 議案第30号八雲町ホタテ貝養殖漁業ザラボヤ対策資金融資条例を廃止する条例についてご説明いたします。

議案書の88ページをお開き願います。本条例は平成21年に制定いたしましたホタテ貝養殖漁業ザラボヤ対策資金の融資及び償還期間が平成27年3月31日をもって終了となることから既設条例を廃止しようとするものでございます。

附則といたしまして、この条例は平成27年4月1日から施行するものでございます。

以上で提案説明とさせていただきます。よろしくお願ひいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第17 議案第31号

○議長（能登谷正人君） 日程第17 議案第31号八雲町熊石観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○産業課長（井口啓吉君） 議長、産業課長。

○議長（能登谷正人君） 産業課長。

○産業課長（井口啓吉君） 議案第31号八雲町熊石観光レクリエーション施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書89ページになります。この度の改正は熊石観光レクリエーション施設の1つとして桜園を管理してきたところでございます。桜園は他の施設から少し離れたところにあることや、近年てんぐ巣病の影響で樹木が劣化し、防除対策も回復が見られず、桜園としての機能が果たされていなく、利用されていないのが現状でございます。この度の社会福祉法人熊石敬愛会の老人ホームの建て替え計画に伴い、建設予定地として、貸与の申し出がありましたので、桜園として利用されていないことから廃止することとしたものでござい

ます。

改正の内容について説明いたします。条例第2条定義の条文の中から桜園を削るものがございます。また別表第3条関係の欄から桜園、八雲町熊石平町324番地47を削るものがございます。

附則としてこの条例は平成27年4月1日から施行するというものがございます。

以上で議案第31号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） これ社会福祉法人という説明の中にありましたので、いよいよこれ第6期ですか。6期の福祉計画に基づいた熊石荘の改築がいよいよ進むんだというふうな認識なんですけれども。ここの問題等々について保安林の解除というので議論した経緯があるんですけれども。その後、この保安林解除という国の動向等々は一切動きは無かったというふうなとらまえ方で良いんでしょうか。いかがですか。

○住民サービス課長（輪島光昭君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（輪島光昭君） 保安林の関係でございますけれど、以前にも全員協議会でご説明しておりましたとおり、この保安林の指定の解除を待っているのは法人の方で計画どおり進まないということから、法人の方から保安林の指定解除は法人としても諦めて、別な用地を貸してくれと。ついてはこの桜園を貸してくれ、貸与してくれないかという申し出があったことから、事務として色々やってきたわけでございますけれども、なかなかその保安林解除に向けてのいろいろな条件と申しますか、クリアできないという部分が比較的多かったものですから。それを待っているのは施設整備の方に時期的に間に合わないということから今回このような、法人の方でも貸与は諦めてということで、このような桜園の方を条例改正してですね、普通財産にして貸与しましょうかということで内部協議しながら今回の提案に至ったということでございます。

保安林解除については本当にいろいろやってきたんですけども、なかなか条件がですね質問事項に対する我々の答えも、いろんな他に土地の利用計画がどうなんだとかいうことがあったりしまして、あそこも別に福祉村と、八雲地域でいいますと福祉村みたいなそういう構想があるわけでもございませんので。まさかそういう指定するにあたって計画に無いものがあるようにということではできませんので、若干の方向転換というふうになったということでございます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） まあ確かにあそこは全体の構想を見ますと保安林が1本入ってるものですからね。そうして下の方にデイサービスセンター、町運営のデイサービスセンタ

一があって、1本保安林があって、ここの桜の外の跡地にこの熊石荘が新築するとなると、出来上がってからなんですけどね、どうも不便さを感じるんでないのかなと思うんですけどもね。この保安林の解除というのは総務課長、まあ議論する必要性はないんですけど、何かしら行政対国等々になれば時間かかるようだけでも、何か行政書士さんだとかっていうような人方が入れば何となく早く進むような情報をもたらしているんですけども、この辺は。まあ全くこの条例に関係のないことなんですけども。どのような見解をお持ちか、この際、聞き及んでおきたいと思います。もし、関係ないよって、ここの案件では関係ないよってということだったらやめますけども。その辺についてどのようなご見解をお持ちかどうかお聞かせ願いたいんですけど。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 保安林の解除については農林課課長から答えさせていたいただきますけども。行政書士が入る入らないで手続が簡素化されるとか、許可が早く降りるとかということではないというふうに認識しております。

○農林課長（佐藤隆雄君） 議長、農林課長。

○議長（能登谷正人君） 農林課長。

○農林課長（佐藤隆雄君） 保安林の解除につきましては私もあまり詳しい、その解除についての色んなやり取り含めてですね、手続についてはあまり詳しくはありませんけれども。以前別件ですけれども農林課として協議というか話をした際ですけれども、基本的に許可に足る条項が資料なり条項が整えばですね、もちろん難しくないということで返答は得ておりますので。以上でございます。

○7番（田中 裕君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 田中君。

○7番（田中 裕君） 熊石荘が運営のしやすいようなね、環境づくりというのもちょっと難しいというのは重々分かるんですけども。今回で諦めないで保安林解除に向けて、何とか知恵をお互いに出し合っていきたいと思いますので、答弁できるなら答弁して終わります。

○住民サービス課長（輪島光昭君） 議長、住民サービス課長。

○議長（能登谷正人君） 住民サービス課長。

○住民サービス課長（輪島光昭君） 私も林の関係というんですか、やったことはないですけども。色々と振興局の方から聞いた中では指定解除までの流れなんですけども。解除申請、実際に申請をあげて3カ月前に事前相談書ですか、これになるもので、ほぼ全ての条件を整えてしまうと。ところがですね、今までやってきた中では、この事前相談書を作る段階の中の文書といいますか。指定解除の要件であるとか、そういうことがですね、先ほど言いましたけれども、そのいろんな他の計画、町の計画にきちんと載ってるのかとか、そのエリアの計画はどうなんだとか、または保安林解除しなくても他の用地でもできるのではないとか。色んなその条件をすべて満たした中で振興局と協議しながら、その事前

相談書なるものを作り上げて、振興局の方でこの事前相談書がこの内容でいいですよという了解がもらえると、本申請まで行けるという段階です。まあそういう流れになるんですが。ですが、今回に関してはこの事前相談書の中に盛り込む文書自体の中で、なかなか協議が私たちの回答と振興局で求めるものとがなかなか合わないということもございまして、時期的な後ろのですね、着工の整備するに当たっては補助金の、前の年に補助金の申請であるとか、または整備するに当たって保健福祉医療機構ですか、こちらの方への資金の借入れのための図面ですか、建物の図面を付けるとかそういう作業的なスケジュールを考えると、これはもう間に合わないよという法人の判断もあってですね、このような結果になったということでございます。

○議長（能登谷正人君） 他に質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 18 議案第 32 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 18 議案第 32 号八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○環境水道課長（九十田亨君） 議長、環境水道課長。

○議長（能登谷正人君） 環境水道課長。

○環境水道課長（九十田亨君） 議案第 32 号八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 90 ページから 91 ページであります。この度の改正は、水道水などの使用水量に対し下水道などへ排除する汚水の量が著しく異なる場合の汚水排除量の認定対象を変更しようとするものです。なお、第 2 条の八雲町集落排水施設条例は第 1 条の八雲町公共下水道条例を準用しており、改正する内容も同様でありますので、以下の説明では公共下水道及び集落排水施設をあわせて下水道等として説明させていただきます。変更する理由ですが、一般的な下水道などの使用料の算定は、下水道などへ汚水を排除した量、すなわち水道水等の使用水量を基に使用料金を算定していますが、特殊な場合として、水道水等の使用水量に対し下水道などへ排除する汚水の量が著しく異なるような場合は、実際に下水道

などへ排除した汚水の量を申告することによって、その申告内容を勘案の上、下水道などへ排除した汚水量を認定し、使用料金を算定することになっています。

そこで現行の条例では、あくまで認定対象は営業に伴い使用する水の量となっていて、営業限定となっており、一般使用者や町の施設など営業以外の場合には使用水量の認定をすることはできませんので、今後の生活体系の変化などに対応できるよう営業以外も認定対象とできるようにするものです。

以上の理由を基に表の上段、公共下水道条例第 27 条第 2 項第 4 号並びに下段の集落排水施設条例第 7 条第 2 項第 4 号の左側、現行下線部を右側の改正後下線のように改正しようとするものです。

なお、附則として、この条例は平成 27 年 4 月 1 日から施行しようとするものであります。

以上、簡単であります、議案第 32 号八雲町公共下水道条例及び八雲町集落排水施設条例の一部を改正する条例の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 19 議案第 33 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 19 議案第 33 号八雲町就学指導委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○学校教育課長（荻本和男君） 議長、学校教育課長。

○議長（能登谷正人君） 学校教育課長。

○学校教育課長（荻本和男君） 議案第 33 号八雲町就学指導委員会条例の一部を改正する条例について説明いたします。

議案書 92 ページをお開きください。この度の改正は平成 25 年 9 月に学校教育法施行令の一部改正が施行されたことによるものです。法改正の趣旨は中央教育審議会の初等中等教育分科会において、就学基準に該当する障害のある子どもは特別支援学校に原則就学するという従来の就学先決定の仕組みを改め、障害の状態、本人の教育的ニーズ、本人・保

護者の意見、教育学・医学・心理学等専門的見地からの意見、学校や地域の状況を踏まえた総合的な観点から就学先を決定することが適当であるとの提言がなされたこと等を踏まえ、所要の改正が行われたものであります。この改正を受け、文部科学省から各都道府県教育委員会教育長、各都道府県知事等に対し、障害のある児童生徒等に対する早期からの一貫した支援についての通知が出され、その通知の中で現在多くの市町村に設置されている就学指導委員会については早期から教育相談支援や就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行うという観点から、機能の拡充を図るとともに教育支援委員会といった名称とすることが適当であることが示されております。北海道教育委員会においては、昨年3月31日に北海道就学指導委員会設置規則を北海道教育支援委員会設置規則に改めるとともに、道内各市町村教育委員会教育長に対しても適切な対応について通知が出されております。こうしたことから、八雲町においても法改正の趣旨に則り、既設条例の一部を改正しようとするものであります。

新旧対照表により説明いたします。題名を八雲町就学指導委員会条例から八雲町教育支援委員会に改めるとともに、第1条において八雲町就学指導委員会条例（以下、指導委員会という）を、八雲町教育支援委員会（以下、支援委員会という）に改めるものであります。第2条及び第3条、第5条から第7条においても、それぞれ指導委員会を支援委員会に改めております。なお、第2条の所掌事務について、法改正の趣旨で申し上げたとおり、特別支援学校または特別支援学級への就学に関する事項に留まらず、早期からの教育相談支援や就学先決定後も一貫した支援についても助言を行うことから、教育支援及び就学先の決定に改めております。また今回の法改正とは直接関係ありませんが、八雲町の他の例規及び障がい者計画等の例にならい、条例の第1条と第2条において障害の害の漢字をひらがなの「がい」の表記に改正することも併せて行おうとするものであります。

以上、議案第33号八雲町就学指導委員会条例の一部を改正する条例についての説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 20 号 議案第 35 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 20 議案第 35 号八雲町防災会議条例及び八雲町災害対策本部条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。

○議長（能登谷正人君） 総務課長。

○総務課長（山形広己君） 議案第 35 号八雲町防災会議条例及び八雲町災害対策本部条例の一部を改正する条例についてご説明いたします。

議案書 96 ページですけれども差し替えていただきたいと思います。本件は災害対策基本法の改正により、防災会議の所掌事務が変更となったこと及び防災会議の構成員にこれまでオブザーバー参加であった陸上自衛隊員を委員とするため、一部改正しようとするものであります。それでは条例改正の内容につきましてご説明いたします。第 1 条の八雲町防災会議条例の一部改正であります。防災会議の所掌事務についてであり、現行では第 2 号で災害が発生した場合において、当該災害に関し情報を収集することとありましたが、国や道などの機関で構成する防災会議を招集して災害に関する情報を収集するよりも、災害対策本部で一元的にその事務を行うことが効果的であることから当該条文を削除し、改正後は町長の諮問に応じて防災に関する重要事項を審議することとされたものであります。

また、現行第 3 号では水防計画について調査審議することとしておりますが、水防計画については第 1 号が略されておりますが、第 1 号は地域防災計画についてであり、水防計画については地域防災計画の中に盛り込むこともできることから、現行第 3 号を削除し、第 1 号の地域防災計画の中で水防計画も調査審議することとしたものでございます。第 4 号は用語の整理による改正でございます。第 3 条の会長及び委員についてであります。第 2 号として、これまでオブザーバーとして参加していただいております陸上自衛隊の自衛官につきましては、正式な委員として加わっていただくための改正であり、第 5 項第 2 号を追加し、陸上自衛隊の自衛官を任命しようとするものであり、第 6 項で委員の数は 1 名とするものであります。なお、災害時には町から北海道知事に自衛隊派遣を要請するものであります。派遣される自衛隊は原則として陸上自衛隊であるため、航空自衛隊八雲分屯基地につきましては今までどおりオブザーバーとして参加していただくことになっております。第 4 条の専門委員は用語の整理に伴う改正であります。

次に下段に記載している第 2 条八雲町災害対策本部条例の一部改正であります。次のページで災害対策基本法の改正により、引用する条項が改正となりましたので、改正しようとするものであります。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものであります。

以上で議案第 35 号のご説明を終わらせていただきますので、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

- 議長（能登谷正人君） 佐藤さん。
- 1番（佐藤智子君） 先ほど課長から説明ありました、八雲は航空分屯基地なので陸上自衛隊から町長が任命するものってということだと思いますけど。オブザーバー参加ということなんですけれども、この陸上自衛隊というのはどこの、予想はつきますけどもどこの部隊の方なのか。ということをお伺いいたします。
- 総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。
- 議長（能登谷正人君） 総務課長。
- 総務課長（山形広己君） 函館駐屯地にあります陸上自衛隊第28普通科連隊から委員を委嘱する予定でございます。
- 1番（佐藤智子君） 議長。
- 議長（能登谷正人君） 佐藤さん。
- 1番（佐藤智子君） この防災会議ってというのは定期的に行われるものなのか、また必要に応じてであれば年に何回くらいを想定しているんですか。
- 総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。
- 議長（能登谷正人君） 総務課長。
- 総務課長（山形広己君） 諮問に応じて開催するというので、基本的年に1回程度と今も地域防災計画の見直しを行われてますので、地域防災計画の見直しが行われる時期に合わせて開催しております。
- 1番（佐藤智子君） 議長。
- 議長（能登谷正人君） 佐藤さん。
- 1番（佐藤智子君） この防災会議にこの陸上自衛隊の方が入ることによって、もし災害が起きた場合には今までよりも迅速に出動していただけるというようなことがあるんでしょうか。
- 総務課長（山形広己君） 議長、総務課長。
- 議長（能登谷正人君） 総務課長。
- 総務課長（山形広己君） 現在もですね、陸上自衛隊28普通科連隊の方、それから八雲分屯基地の自衛隊員の方にオブザーバーとして参加していただいております。今回は正式に陸上自衛隊については委員になっていただくことになりましたが、既に防災会議の会議の中にはですね、両自衛隊の方が参加しておりますので、特にこの条例改正によって変わるというものではございません。ただ災害時についてはですね、町が直接自衛隊に派遣要請することはできません。あくまでも北海道知事を通して派遣要請しなければなりませんので、本当は八雲の航空自衛隊に直接お願いしてですね、派遣要請したいところではありますが、組織上ですね災害時の派遣については知事から陸上自衛隊の方に要請するという流れになってございます。
- 議長（能登谷正人君） 他にございませんか。
- （「なし」という声あり）
- 議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 21 議題第 36 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 21 議案第 36 号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長(前小屋忠信君) 議長、保健福祉課長。

○議長(能登谷正人君) 保健福祉課長。

○保健福祉課長(前小屋忠信君) 議案第 36 号財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

議案書 98 ページでございます。本件は福祉村マスタープランにより、福祉村敷地内に介護老人保健施設を整備している社会福祉法人溪仁会に対し、平成 22 年第 2 回定例会において貸付期間を 5 年とする敷地の無償貸付の議決をいただいておりますが、平成 27 年 3 月 31 日をもって期間満了となることから、更新するものでございます。貸付期間につきましては町財務規則第 237 条第 1 項により 30 年とするものでございますが、22 年からの無償貸付の議決をいただいておりますので、22 年から起算して 30 年、平成 52 年 3 月 31 日までとする無償貸し付けを地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により議会の議決を求めようとするものでございます。

無償貸付する財産は土地で、所在地は二海郡八雲町栄町 13 番地 1 の一部で、貸付面積は 9,346.44 平米でございます。無償貸し付けする相手方は札幌市中央区北三条西 28 丁目 2 番地 1 号社会福祉法人溪仁会理事長谷内喜美でございます。貸し付けする理由は老人保健施設の運営のためでございます。無償貸し付けする期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 52 年 3 月 31 日まででございます。

以上、議案第 36 号の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 22 議案第 37 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 22 議案第 37 号財産の無償貸付についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第 37 号財産の無償貸付についてご説明申し上げます。

議案書 99 ページでございます。本件は福祉村マスタープランによる福祉村構想により、ケアハウスを建設・運営するため社会福祉法人立栄会設立準備会に対し、平成 22 年第 2 回定例会で 5 年間の敷地の無償貸付の議決をいただいておりますが、平成 27 年 3 月 31 日をもって期間満了となることから更新するものでございます。貸付期間については町財務規則 237 条第 1 項により 30 年とするものでございますが、平成 22 年からの無償貸付の議決をいただいておりますので、22 年から起算して 30 年、平成 52 年 3 月 31 日までとする無償貸付を地方自治法第 96 条第 1 項第 6 号の規定により、議会の議決を求めようとするものでございます。

無償貸付する財産は土地で、所在地は二海郡八雲町栄町 13 番地の 1 の一部、貸付面積は 7,100.53 平方メートル。二海郡八雲町栄町 10 番地 3 の一部、貸付面積 1,605.17 平方メートル。貸付面積合計で 8,705.70 平方メートルでございます。貸付する相手方は八雲町栄町 13 番地 1、社会福祉法人立栄会理事長樋田幹也でございます。無償貸付する理由はケアハウスの運営のためでございます。無償貸付する期間は平成 27 年 4 月 1 日から平成 52 年 3 月 31 日まででございます。

以上、議案第 37 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 3 議案第 3 8 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 23 議案第 38 号指定管理者の指定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○水産課長(横山隆久君) 議長、水産課長。

○議長(能登谷正人君) 水産課長。

○水産課長(横山隆久君) 議案第 38 号指定管理者の指定について提案説明させていただきます。

本件は、八雲町バイオマス利活用施設の指定管理者を指定しようとするため、地方自治法第 244 条の 2 第 6 項の規定に基づき議会の議決を求めようとするものでございます。1 公の施設の名称、八雲町バイオマス利活用施設。2 指定管理者として指定するもの、二海郡八雲町内浦町 155 番地の 3 八雲バイオサイクル協同組合代表理事大林弘志。3 指定する期間、平成 27 年 4 月 1 日から平成 32 年 3 月 31 日まで。

以上をもって提案説明とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 2 4 議案第 4 4 号

○議長(能登谷正人君) 日程第 24 議案第 44 号平成 26 年度八雲町一般会計補正予算(第 15 号)を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○財務課長（梶原雄次君） 議長、財務課長。

○議長（能登谷正人君） 財務課長。

○財務課長（梶原雄次君） それでは、平成 26 年度八雲町一般会計補正予算（第 15 号）について提案説明いたします。

この度の補正は、介護保険事業特別会計繰出金及び平成 26 年度国の補正予算に対応しようとするものであります。最初に、国は経済の脆弱な部分に的を絞りスピード感を持って経済の好循環を確かなものにするため、地方好循環拡大に向けた緊急経済対策を閣議決定し、地域住民等の緊急支援のための交付金、地域消費喚起生活支援型及び地方創生先行型が創設され、平成 26 年度補正予算に盛り込まれたところであり、その交付金の活用は国との協議が必要であり、この度、国との協議が調ったことから地域経済の好循環のため補正をお願いするものであります。

補正を説明する前に概要説明書の 4 ページ、別紙 6 によりまして事業内容をご説明したいと思います。最初に地域消費喚起・生活支援型はプレミアム付商品券にかかる地域消費喚起事業であります。この事業は北海道と連携してプレミアム商品券を発行し、地域の消費喚起を図るもので、八雲商工会が実施主体で行う事業でプレミアム率は町が 20%、道が 5%、計 25% で 1 セット 25 枚綴りで 1 万 2,500 円分を、1 万円で 2 万セット販売するものであります。

概要説明書 5 ページになります。地方創生先行型は国が示すメニューに沿ったもので、戦略の策定、仕事支援、観光振興、少子化対策などに関連する 11 事業を対象として 4,485 万 5,000 円を充当しようとするものであります。1 の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定事業は国の長期ビジョン及び総合戦略を勘案し、当町の人口ビジョン及び総合戦略を策定するもので、策定のための検討委員会の運営や専門的な調査等を行おうとするものであります。2 の移住・定住促進事業は他地域からの移住や交流人口を増やすことにより、人口減少の抑制と地域経済の活性化を図ることを目的とし、東京圏での移住促進イベントへの参加やメディアを利用した広告宣伝を実施しようとするものであります。3 の障がい児保育事業は、町内の民営認可保育所が行う障がい児保育に対して、障がい児の子育て環境を充実させるため事業者に対する支援を行い保育環境の充実を図るもので、障がい児専任の保育士等の人件費を補助しようとするものであります。4 の妊婦健康管理・出産支援事業は、妊婦の超音波検査などの健康診査に係る経費と総合病院での疾病治療等に係る費用を助成し、安心して妊娠、出産、子育てができる環境を整えることによって少子化対策を図るものであります。5 の新規就農者支援事業は地域農業の担い手確保対策として、農業研修住宅の改修を行うとともに、研修後の新規就農に必要な資金を貸し付けし、新規就農の促進を図ることにより、地域産業の振興発展を推進しようとするものであります。6 の酪農ヘルパー事業は、酪農家が心身にゆとりある経営と生活向上を図り、担い手の確保・育成と持続的な農業経営、近代的な酪農経営を構築するため、ヘルパー派遣を行う団体に対して支援しようとするものであります。7 のナマコ増養殖事業は熊石地域において、高単価魚種であるナマコの増養殖を行い、資源管理型漁業を推進し、漁業経営の安定を図り、

新規就業者の経営環境の改善を図ろうとするものであります。6ページになります。8の地域物産ブランド化促進事業は、町内資源のブランド化を推進するため各種セミナーの開催や食を中心とした資源賦存状況調査等を大学と連携して実施する他、ブランド化に向けた新事業のコンセプトづくりに必要な専門家派遣の支援や市場調査を実施し、市場開拓を行おうとするものであります。9の本町商店街活性化事業は市街地の空き店舗の活用や賑わい創出方法について研修会やワークショップを開催し、議論を深め課題解決に向けた取り組みのリーダー的人材の育成と地域コミュニティの機運醸成を行おうとするものであります。10の北海道新幹線開業関連観光振興事業は北海道新幹線開業に伴う各種プロモーション活動を活用し、首都圏や東北圏での開業イベントにおいて観光客誘致を行おうとするものであります。11の地域再生プロジェクト事業は町内の価値を効果的にPRするため、プロモーション活動の強化と各種媒体を整備し、平成26年度までに形成した地域資源活性化のプログラムの磨き上げを行おうとするものであります。以上が交付金事業の概要であります。

それでは議案書により説明いたします。議案書の1ページであります。この度の補正は歳入歳出予算及び繰越明許費の補正であります。歳入歳出の補正は歳入歳出それぞれに1億1,707万4,000円を追加し、歳入歳出の総額を124億5,264万4,000円にしようとするものであります。

それでは事項別明細書により歳出から説明させていただきますが、事業内容は概要説明により説明しましたので簡潔にし、議案書と概要説明書をあわせてご覧いただきたいと思っております。議案書の9ページであります。2款総務費、1項総務管理費、2目企画調査費1,407万6,000円の追加は概要説明5ページ、No1の地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定事業及びNo2の移住・定住促進事業で、19節負担金補助及び交付金50万5,000円は移住定住促進事業に係る移住促進プロモーション事業補助金で、1節報酬から13節委託料は地方人口ビジョン及び地方版総合戦略策定事業に係る事業費であります。

3款は今回の補正とは別の補正でありまして、3款民生費、1項社会福祉費、3目老人福祉費124万2,000円の追加は繰出金で、内容につきましては介護保険事業特別会計で説明いたします。2項児童福祉費、2目児童措置費922万8,000円の追加は概要説明5ページNo3の障がい児保育事業に係る障がい児保育事業補助金であります。

4款衛生費、1項保健衛生費、2目予防費1,214万5,000円は概要説明5ページ、No4の妊婦健康管理・出産支援事業で13節委託料から20節扶助費の各節に事業費の追加であります。

11ページになります。6款農林水産業費、1項農業費、3目農業振興費700万円は概要説明5ページ、No5の新規就農者支援事業で、15節工事請負費500万円は農業研修住宅2戸の改修工事請負費。21節貸付金200万円は新規就農者支援資金貸付金の追加であります。4目畜産業費300万円は概要説明5ページ、No6の酪農ヘルパー事業に係る酪農ヘルパー事業補助金の追加であります。3項水産業費、4目漁業構造改善事業費216万円は概要説明5ページ、No7のナマコ増養殖事業に係るナマコ人工種苗放流事業補助金の追加であり

ます。

7款1項商工費、2目商工振興費6,345万6,000円は概要説明4ページのプレミアム付き商品券による地域消費喚起事業、概要説明6ページのNo8の地域物産ブランド化促進事業及びNo9の本町商店街活性化事業に係る追加であります。プレミアム付商品券による地域消費喚起事業は4節共済費から12節役務費に事務費を、19節負担金補助及び交付金に事業主体の八雲商工会に対する八雲商工会プレミアム商品券発行補助金で、総事業費は5,844万4,000円で、地域ブランド化促進事業は町産業連携促進協議会に対し401万2,000円であり、本町商店街活性化事業補助金は100万円であります。3目観光開発費836万7,000円は概要説明6ページのNo10の北海道新幹線開業関連観光振興事業、No11の地域再生プロジェクト事業であります。北海道新幹線開業関連観光振興事業は8節報償費から12節役務費及び19節負担金補助及び交付金に北海道新幹線開業関連事業補助金で総額295万9,000円、地域再生プロジェクト事業は負担金補助及び交付金に交流人口の拡大による新しいまちづくりプロジェクト事業補助金540万8,000円であります。

以上で補正する歳出の合計は1億1,707万4,000円の追加であります。

続いて歳入であります。議案書の7ページであります。10款1項1目地方交付税1,507万円の追加は歳出に対応した特別交付税であります。14款国庫支出金、2項国庫補助金、10目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金9,200万4,000円の追加は国の地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金であり、15款道支出金、2項道補助金、9目地域活性化・地域住民生活等緊急支援交付金1,000万円の追加は地域活性化・地域住民生活等緊急支援金のうち、プレミアム付き商品券発行に対する道の交付金であります。

以上、補正する歳入の合計は歳出と同額の1億1,707万4,000円の追加であります。

次に繰越明許費の補正であります。議案書の4ページになります。第2表繰越明許費の補正は、2款総務費から7款商工費まで12の事業は歳出で説明しました国の補正予算に係るものであり、年度内の完了は困難なことから全額を繰り越しすることとし、追加するものであります。

以上で議案第44号平成26年度八雲町一般会計補正予算(第15号)の説明といたします。よろしく願いいたします。

○議長(能登谷正人君) 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長(能登谷正人君) 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 25 議案第 45 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 25 議案第 45 号平成 26 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議長、保健福祉課長。

○議長（能登谷正人君） 保健福祉課長。

○保健福祉課長（前小屋忠信君） 議案第 45 号平成 26 年度八雲町介護保険事業特別会計補正予算（第 4 号）についてご説明申し上げます。

議案書 14 ページをご覧ください。この度の補正は平成 27 年 4 月からの大幅な介護保険制度改正に伴い、介護認定の 1 次判定事務を行うための介護認定ソフトの変更も行われ、それに伴い 4 月以降の介護認定に支障を来さないよう認定事務を行うためのシステム機器について、既存の機種での対応が出来ず、新機種での対応が必要となることが判明しましたので今回急遽補正をお願いするもので、介護保険事業特別会計歳入歳出予算の介護保険事業勘定総額に歳入歳出それぞれ 124 万 2,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を 16 億 2,343 万 4,000 円にしようとするものでございます。

それでは事項別明細書により歳出からご説明申し上げます。議案書 18 ページの下段をご覧ください。1 款 3 項 2 目認定調査費 124 万 2,000 円の追加は、18 節備品購入費に、制度改正に伴い地域包括ケアシステム構築に向けた地域支援事業の見直し等に対応するため介護認定ソフトが変更され、それに伴い介護認定資料を作成するための介護認定事務システム機器の変更が必要なため、備品購入費として 124 万 2,000 円を補正しようとするものであります。

これに対応する歳入についてご説明申し上げます。同じページの上段をご覧ください。8 款 1 項 4 目その他一般会計繰入金 124 万 2,000 円の追加は介護認定事務システム購入に係る経費に対する町の事務費繰入金を計上したものでございます。

以上で議案第 45 号の説明とさせていただきます。よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。
暫時休憩します。

休憩 午後 2時10分

再開 午後 2時19分

○議長（能登谷正人君） それでは休憩以前に引き続き会議を再開いたします。

◎ 日程26 発議第1号

○議長（能登谷正人君） 日程第26 発議第1号八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

○13番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13番（岡田修明君） 発議第1号八雲町議会委員会条例の一部を改正する条例について、提出者を代表しまして提案説明をさせていただきたいと思っております。

この度の改正は教育委員長と教育長を一本化し、新たな教育長を置くなど地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する既設条例の一部を改正しようとするものでございます。改正の内容は第19条出席説明の要求に関することで、現行の教育委員会の委員長を改正法の施行に伴って教育委員会の教育長とするものでございます。

附則第1項は改正法の施行に合わせて4月1日より施行するものでございます。第2項は現在の教育長が委員の任期満了まで在職するという経過措置に合わせて、経過措置の期間中は改正前の規定によるというものでございます。

以上、提案説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

(「なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 27 発議第 2 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 27 発議第 2 号八雲町議会会議規則の一部を改正する規則を議題といたします。

提出者の代表の説明を求めます。

○13 番（岡田修明君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡田君。

○13 番（岡田修明君） 発議第 2 号八雲町議会会議規則の一部を改正する規則について、提出者を代表し提案説明をいたします。

この度の改正は、発議第 1 号でもご説明いたしましたが、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、関係する既設規則の一部を改正しようとするものでございます。改正の内容は第 60 条の 2、町長等の反問に関することで、現行の教育委員会の委員長を改正法の施行に伴って教育委員会の教育長とするものでございます。

附則第 1 項は改正法の施行に合わせて 4 月 1 日から施行するものでございます。第 2 項は現在の教育長が委員の任期満了まで在職するという経過措置に合わせて、経過措置の期間中は改正前の規定によるというものでございます。

以上、提案説明といたします。議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案は原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 28 発議第 3 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 28 発議第 3 号消費税 10%への増税の撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- 2番（横田喜世志君） 議長。
○議長（能登谷正人君） 横田君。
○2番（横田喜世志君） 発議第3号消費税10%への増税の撤回を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

安倍政権による消費税8%への増税強行で消費が落ち込み、円安による生活必需品の物価高騰、収入減、社会保障の改悪と相まって低所得者を初め、国民生活の実態は増税不況とも言われる深刻な生活を強いられています。

よって、政府に対し住民の暮らしのみならず、地域経済、自治体財政にも重大な影響を及ぼす消費税10%への増税は中止、撤回するよう強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

- 議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

- 議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

- 議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

- 議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

- 議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第29 発議第4号

- 議長（能登谷正人君） 日程第29 発議第4号後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置廃止の撤回を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

- 1番（佐藤智子君） 議長。

- 議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

- 1番（佐藤智子君） 発議第4号後期高齢者医療制度保険料の特例軽減措置廃止の撤回を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

安倍政権は15年度予算編成の過程で後期高齢者の保険料特例軽減措置の段階的廃止を決定しました。2014年10月に厚生労働省が社会保障審議会保険医療部会に示していた2016年度を初年度とするものを1年先延ばしにして2017年からとするものであります。北海道後期高齢者医療広域連合に加入する被保険者数は、およそ72万6,000人です。所得の低い

階層が 61 万 3,000 人で被保険者全体の 84%を占めています。年金の削減、消費税増税、円安不況の下での生活必需品の値上がりなどで北海道の高齢者を取り巻く生活環境は極めて厳しくなっています。この上、特例軽減措置が廃止されれば対象となる被保険者に深刻な影響を及ぼすことは明らかであります。

よって、八雲町議会は政府に対し、後期高齢者医療保険料の特例軽減措置の廃止を撤回するよう強く求めるものであります。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので、本案は起立によって採決いたします。

本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 30 発議第 5 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 30 発議第 5 号集团的自衛権行使容認に基づく安全保障関連法案の国会提出に反対する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○2 番（横田喜世志君） 発議第 5 号集团的自衛権行使容認に基づく安全保障関連法案の国会提出に反対する意見書について、提案者を代表して提案説明をいたします。

安倍政権は、2014 年 7 月 1 日国民多数の反対の声に耳を傾けず、集团的自衛権行使容認を柱とする解釈改憲の閣議決定を強行しました。閣議決定後の国会論戦では、戦闘地域であっても支援活動ができるとして武力行使に道を開くことが明らかにされたように、無制限な海外での武力行使を自衛の措置として推し進めようとしている意図が明白になっています。よって、集团的自衛権行使容認に基づく国家安全保障法案を国会に提出しないよう、強く政府に求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 意見書に対する質疑というのは、今まではほとんどなかったんですけども、今回ちょっとやらさせていただきます。

意見書の提出者に質問がありますけれども、国会に政策を提出することを反対すると。これは議員もしくは議員複数名で構成する会派の権利、いわば議員の権利にかかわるところ。権利というか、まあ義務の部分もありますよね。そこに係るところを反対するというのは、非常に乱暴な意見書ではないでしょうか。私もこれまで共議団が出される意見書には何度も賛成はしてきましたけども、今回ここまで3本聞いてましたけども、本当に意見書が通したいという意思があるならば、もう少し内容の方にも吟味し、多くの議員が賛同できるように工夫する必要があると思う気持ちがあって質問させていただきますけども。今回この3本目の国会提出に、法案の国会提出に関してまで反対するというのは、先ほども言いましたけれども議員の非常に大切な部分に関しての反対だと思うんで乱暴だと思うんですけども。どういうお答えをさせていただけるでしょうか。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） そもそも集団的自衛権行使容認が乱暴なのであって、この安全保障関連法案が国会に出されれば、まさに日本は戦争する国になってしまうということなんです。ですから、国会に提出することをまず反対するのが、その道を食いとめる手立てだと思ってこの意見書を出しております。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他に質疑ございませんか。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 集団的自衛権の解釈に関する改憲だとか、今回のいろんな関連法案をつくることに関しては、非常に反対の気持ちを持つ議員もこの中にも多くいるんです。いるんですけども、この意見書の出し方では非常にその思いも酌み取れないわけですね。今、政府に対して乱暴だというような言い方しましたけども、今協議団がこの町議会における意見書の出し方も、私は乱暴だと思います。気持ちはわかります。圧倒的与党の数ですから、法案を提出されるだけで可決される危険がある。たった1つの歯止めであるのが、与党を組んでいらっしゃる公明党の存在ですけども、そこだけに頼ることに非常にもどかしさを感じていることは私も共通しておりますけども。ここはその国会提出に法案を提出することまで反対するというのは非常に危険です。もっともっと民主主義というのは大切に時間をかけなきゃいけない部分がある、それをやってない安倍政権を批判するんであればですね、この町議会においても、もう少しこの集団的自衛権の行使容認に関するものを、

町議会の中でも多くの賛同が得られる工夫を、私は意見書として提出してもらいたいと思うわけです。

ここまで3本の意見書で貴重な15分ほどの時間を使っております。この頃の町議会はずね、真っ暗になるまでいろんな議論をしているわけです。そういう中の非常に混み合った議事日程の中で、意見書だって大切にここ本会議に提出するまで時間をかけております。会派だとか議会運営会議だとかで、貴重な時間を使うわけですから、1つでも実りのある議論にしたいと私は思うので、これからはですね、もう少し丁寧に町議会の中の意見が外から見た時に、もっと身近に話しますと傍聴席にいる方にももっと議員1人1人の考え方が酌み取れるような意見書の提出の仕方をしてもらいたい。そういう思いで質問させていただきました。

是非、この気持ちを酌み取ってお答えしていただきたいと思います。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。答えいります。

○1番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1番（佐藤智子君） 答えを求められていますので、答えなければいけないと思って、手を上げさせていただきましたが、おっしゃる意図は分かります。もちろん意見書提出ですから、1つでも実りある意見書として可決することを目指して出すわけですけれども。今までも北海道の179自治体のうち62の市町村議会が解釈改憲反対、閣議決定撤回、凍結を求める意見書を採択しているわけですが、国はこの声に背いて、今国会においてもこの安全保障関連法案を出そうとしているということで、これ自体が大変危険な動きだと思っていますので、それを止めたいという思いで、今回の意見書は出しております。

先ほどもそれは言ったことですが、三澤議員が言ったことも鑑み、意見書をこれから出す場合には、こう慎重にする部分も考慮していきたいとは思いますが、今回はもう提出してしまったものですので、ぜひとも可決にご協力いただければと思います。以上です。

○議長（能登谷正人君） 他にございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑終結と認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 異議がありますので、本案は起立によって採決をいたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 3 1 発議第 6 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 31 発議第 6 号介護報酬引き下げを見直し、介護保険制度の拡充を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○1 番（佐藤智子君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 佐藤さん。

○1 番（佐藤智子君） 発議第 6 号介護報酬引き下げを見直し、介護保険制度の拡充を求める意見書について、提出者を代表して提案説明を行います。

政府は、2015 年度介護報酬改定において平均 2.27%介護職員処遇改善と認知症中重度ケアなどを除いた介護報酬全体で 4.48%もの大幅な引き下げを決定しました。全国老人保健施設協会が 1 か月間で 142 万人分の削減反対署名を集め、多くの介護事業所が引き下げ中止を求めている中で実施されたものであり、民意を無視した決定であります。介護職員の処遇改善にかかる加算が行われたとしても、報酬全体が引き下げられれば多くの事業所、施設は苦境に立たされ、事業を維持していくために正規職員を非正規職員に切り替えたり、職員を減らすことも考えられ、サービスの質の低下、人手不足に陥る可能性があります。

よって、政府には介護報酬引き下げを見直し、介護の人材不足を打開するために介護報酬を引き上げ、国の責任で介護職員の処遇改善を図ること。特別養護老人ホームの待機者解消、小規模多機能施設グループホームの整備などへの財政支援を強め、介護保険制度の拡充を図ることを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立多数であります。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎ 日程第 3 2 発議第 7 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 32 発議第 7 号生活保護予算削減の中止を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○ 2 番（横田喜世志君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 横田君。

○ 2 番（横田喜世志君） 発議第 7 号生活保護予算削減の中止を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

安倍首相は政権復帰直後から生活保護費の大幅削減を続け、2015 年度からは住宅扶助費など冬季加算の減額を政府予算に盛り込みました。住宅扶助費は 2015 年度から 2018 年度まで総額 190 億円削り、冬季加算は今年 11 月に約 30 億円削る計画であります。厚生労働省が設置した審議会の議論では、むしろ住宅扶助費の役割が強調され、去年は慎重にという意見が大勢となりました。

よって、政府には生活保護費の住宅扶助と冬季加算の削減計画は見送り、現在進めている生活扶助費削減を中止することを強く求めます。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決ことにご異議ございませんか。

（「異議あり」「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議がありますので本案は起立によって採決いたします。

まず、本案を原案のとおり可決ことに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（能登谷正人君） 起立少数であります。

よって、本案は否決されました。

◎ 日程第 3 3 発議第 8 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 33 発議第 8 号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援の求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○11 番（宮本雅晴君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 宮本君。

○11 番（宮本雅晴君） 発議第 8 号ドクターヘリの安定的な事業継続に対する支援を求める意見書。提出者を代表して発表いたします。

現在ドクターヘリは全国で 36 道府県に 44 機が導入され、医師が救急現場で直ちに医療を開始できる上、搬送時間が短縮されることから、救命率の向上や後遺症の軽減に大きな成果を上げている。ドクターヘリの運行経費については、厚生労働省による医療提供体制推進事業費補助金により、運営主体に対して財政支援が図られている。ドクターヘリは地域によって出動件数や飛行距離の差異が生じることから、補助金の算定に当たって地域の実態を的確に反映したものとすることが不可欠である。記 1、医療提供体制推進事業費補助金の基準が事業運営の実態に即したものとなっていることを検証し、算定方法及び基準額の改善を図るとともに、財源の確保に努めること。2、ドクターヘリの安全・安定的な事業継続のために操縦士を初めとする、ドクターヘリ運行従事者の育成・確保に対して必要な支援を行うこと。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。議員各位の皆様におかれましてはご賛同のほど、よろしく願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第 34 発議第 9 号

○議長（能登谷正人君） 日程第 34 発議第 9 号 T P P 交渉等国際貿易交渉に係る意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○5 番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5 番（三澤公雄君） 意見書提出者を代表しまして、述べさせていただきます。

T P P 交渉については、大筋合意に向けて、閣僚会合や首席交渉官会合、日米二国間協

議などが断続的に行われています。また、交渉内容については米の特別輸入枠や牛肉・豚肉の関税の引き下げなどが報じられており、引き続き予断を許さない状況が続いております。

TPPは農業だけの問題ではなく、国民1人1人の暮らしや地域社会の将来に極めて大きな禍根を残す問題であり、国民的議論のないままの交渉を進めることは決して国益にかなうものではありません。このため、多くの国民や道民、地方議会など自治体首長はTPP交渉への参加に反対慎重な対応をこれまで強く求めてきました。ついては、TPP交渉に係る衆参農林水産委員会決議の遵守等を政府に要望します。1、政府は平成25年4月の衆参両院農林水産委員会における決議「環太平洋パートナーシップ協定交渉参加に関する件について」を遵守するとともに、決議が遵守できない場合はTPPから脱退すること。2、EPA・FTA等のすべての国際貿易交渉において、重要品目等の関税等、必要な国境措置を維持すること。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎日程第35 発議第10号

○議長（能登谷正人君） 日程第35 発議第10号農協関係法制度の見直しに関する意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○5番（三澤公雄君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 三澤君。

○5番（三澤公雄君） 意見書提出者を代表して述べさせていただきます。

昨年6月、政府は規制改革等実施計画を閣議決定し、JAグループに自己改革を求める内容を示しました。これを受け、JAグループ北海道は、11月にJAグループ北海道改革プランを策定し、組合員の所得向上と農村地域の活性化による持続可能な北海道農業と豊かな地域社会の実現を目指し、自己改革の具体的実践に着手しております。

また、年明け以降、与党・政府内での検討が進められ、去る2月9日に農協法制度等の骨格案が決定されたところでございますが、最終的な法案の制定までは、継続的な意見反映が必要であります。

さらに、生産現場などからも、JAグループ北海道の自己改革が尊重されない農協改革では、これまで協同組合が地方行政とともに培ってきた地域づくりや組合員の生きがいづくりなどの金銭に換算できない農村での本来的な価値形成が損なわれ、本道農業や地域の継続的発展に支障を来すおそれがあるとの懸念の声が上がっております。

については、今後、農協関係法制度の見直しに当たっては、下記のとおり要望いたします。

- 1、食料の安定供給、地域の振興について農協法の目的に明確に位置付けをし、事業目的の見直しに当たっては、協同組合の基本的性格を維持すること。
- 2、準組合員は農業や地域経済の発展とともに支えるパートナーであり、人口減少への対応や雇用の創出など、地方創生のためにも準組合員の利用制限は行わないこと。
- 3、JA・連合会の協同組合としての事業・組織を制約する一方的な事業方式、業務執行体制、法人形態の転換等は強制しないこと。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第36 発議第11号

○議長（能登谷正人君） 日程第36 発議第11号独立行政法人国立病院機構八雲病院の存続を求める意見書を議題といたします。

提出者代表の説明を求めます。

○4番（岡島 敬君） 議長。

○議長（能登谷正人君） 岡島君。

○4番（岡島 敬君） 発議第11号独立行政法人国立病院機構八雲病院の存続を求める意見書について、提出者を代表して提案説明をいたします。

独立行政法人国立病院機構八雲病院が国立療養所八雲病院として、医療を展開してから

70年が経過しようとしている。近年では筋ジストロフィー症と重症心身障害者への医療の専門施設として、道内はもとより全国から患者が八雲病院を訪れ、国が担うべき政策医療を担い、広域的な病院としての役割を果たしてきている。しかし、独立行政法人の整理合理化のもと、閉鎖の可能性も出てきたと聞いた。病院の廃止やそれに伴う養護学校の機能停止の方針が打ち出されるようなことになれば、地域医療はもとより、地域経済にも15億円から16億円を超える経済損失を与える。八雲病院の特殊性、専門性また病院が果たしてきた役割を考え、八雲の町に馴染み、八雲の町で生活してきた患者の環境を一変させることが本当に正しい選択肢であるのかを考え、政府においては独立行政法人国立病院機構八雲病院の存続に向け、特段の配慮をなされるよう強く要望する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

以上、議員各位のご賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（能登谷正人君） 説明が終わりました。

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論はございませんか。

（「なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） 討論なしと認めます。

これより直ちに本案を採決いたします。

お諮りいたします。本案を原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決することに決定いたしました。

◎ 日程第37 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出について

○議長（能登谷正人君） 日程第37 議会運営委員会の閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

ご報告いたします。議会運営委員会委員長から所定事務のうち、会議規則第73条の規定により、特定調査事項について閉会中の継続調査を行う旨の申出書が提出されております。

申出書はお手元に配付のとおりであります。

お諮りいたします。議会運営委員会委員長から申出のとおり閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（能登谷正人君） ご異議なしと認めます。

よって、そのように決定されました。

◎ 町長挨拶

○議長（能登谷正人君） 町長から発言を求められておりますので、これを許します。

○町長（岩村克詔君） 議長、町長。

○議長（能登谷正人君） 町長。

○町長（岩村克詔君） 平成27年第1回定例会を閉会するにあたり、議員の皆様に対し、一言お礼のご挨拶を申し上げさせていただきたいと存じます。

本定例会は3月11日を初日として本日まで9日間の会期を要するものとなりましたが、議員皆様には終始熱心なご論議と慎重なご審議をいただき、敬意と感謝申し上げます。

27年度一般会計を初めとする各会計予算、26年度各会計補正予算や関連議案が加わり、提出いたしました議案等の件数は45件を数え、一般会計、特別会計及び企業会計を含めた予算総額287億5,500万余りの新年度各会計予算を含むものであります。27年度予算は防災に力を入れさせていただき、特に八雲地域の海岸線を重点に防災行政無線の整備と防災カメラの設置、消防救急デジタル化整備と併せ、重点的な予算配分とさせていただきました。また、合併10周年に当たり、記念事業等々の予算も計上させていただきました。これを機に、さらに融和・融合に意を用いながら、力強く歩みを進めてまいります。

今年には公共施設総合管理計画策定、公会計システム導入に向けた準備、そして人口の現状と将来の展望を提示する地方人口ビジョンを策定し、具体的な施策をまとめた地方版総合戦略を作成していくなど、限られた人員の中で通常業務以外の重要案件に取り組んでいく年でもあります。職員一丸となって取り組んでまいり所存であります。この間、一般質問や議案等審議を通していただきました議員皆様からのご提言やご指導につきましては、真摯に受けとめ今後の町政執行に活かしてまいりますので、変わらぬご協力をいただきたいと思います。

予算特別委員会の正副委員長の責務を務めていただきました岡島議員さん、掛村議員さんには、そのご尽力とご配慮に心から御礼申し上げます。議決をいただきました各会計の新年度予算は、この1年間の行政を具現化するものであります。年度途中において対応しなければならないものも出てくると予想されます。その際には追加補正の形で予算措置をお願いすることとなりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

特に懸案でありました八雲総合病院本館棟の改築も議員皆様方の特段のご理解で11月完成。外構を含めたグランドオープンは来年秋の予定であり、町民が安心して生活していくための基本である施設として、特徴的には整形外科に人工関節センターの設置、リハビリテーション室の大幅な機能強化等によって新たなスタートとなります。以後は何としても医師の確保、医療の充実、医療環境の整備を整え、地域センター病院、災害拠点病院としての役割を担っていきたいと考えております。今後とも経営が改善され、安定していくことが最重要課題でありますので、病院長とともに努力をさせていただきます。

道民の悲願でありました北海道新幹線新函館北斗駅開業まで1年となりました。この機会をとらえ、農林水産や観光資源を活かした交流人口の拡大により、地域の経済が活性化に繋がるよう取り組んでまいりますので、議員皆様方のご協力、ご支援をよろしくお願い申し上げます。そして、札幌開業も2030年に決定をされ、15年後には新八雲駅新幹線が

停まり、それに向けた準備を早急に始めなければなりません。私は常々申してありますが、5年後、10年後、30年後先の八雲町発展を思い描き、自らがトップセールスマンとして全道、全国に精力的に情報発信していかなければならないと考えております。それは全国的に大幅な人口減少を迎え、地方は生き残りかけれる時代が来るのは明白であります。負け組になってはなりません。勝ち組となれるよう、八雲町を応援していただける町内外の方々の情報、ご支援もいただき、八雲町が道南北部の中心的な役割を担っていく町として、取り組んでいく覚悟であります。新たに国立八雲病院の存続にかかわる事案が取りざたされてきました。何と言っても患者さんの気持ちを1番に考え、期成会の皆様方と相談をしながら取り組んでまいりたいと思います。

ともあれ、平成27年度以降も議員皆様、町民皆様のご理解とご支援をいただき、眼下の課題を克服していかなければなりません。向こう1年、職員共々さらなる努力を傾注してまいり所存でございます。どうぞ、議員皆様方には引き続き町民の幸せと町発展のため、ご支援とご協力を賜りますようお願いを申し上げ、まことに簡単ではありますが、お礼の挨拶といたします。ありがとうございました。

◎ 議長挨拶

○議長（能登谷正人君） この際、わたくしからも一言ごあいさつを申し上げます。

何時になく雪の少ない冬を過ごし、もう春も近いかと思っておりましたら、議会初日の猛吹雪に足止めをくい、驚きの中での定例会幕開けとなりました。

4年目を迎えた東日本大震災も、まだまだ道半ばの復興が続けられておりますが、我々も忘れることなく、応援を続けてまいりたいと思います。

さて、本定例会は、さる3月11日から本日まで9日間にわたり、5人の議員による一般質問、平成27年度予算案をはじめとする諸議案の審議を頂きましたが、本日ここに全ての議事が終了いたしました。

また、会期中に国立病院機構八雲病院や養護学校の存続に関わる事態が勃発しましたが、副議長を中心に議員連盟を立ち上げ、素早い対応をしていただきました。

本日、ここに無事閉会の運びとなりましたのは、議会運営委員長をはじめ、予算特別委員会正副委員長及び議員各位、並びに町理事者と関係職員皆様の終始真剣なご審議によるものであり、議長として衷心よりお礼を申し上げます。

町長をはじめ理事者各位におかれましては、本定例会において成立をみました各議案の執行にあたり、適切なる運用をもって進められ、町政発展と町民の幸せのため一層のご努力をされますようお願い申し上げます。

また、本会議及び予算委員会において、議員各位から述べられました意見・提言等を十分尊重し、今後の行政運営に十分反映されますよう強く求めるものであります。

我々議員も、開かれた議会、分かりやすい議会実現のため、議会報告会や一般会議を開催し、常に町民目線で町政を見つめ、今後とも邁進していく所存でございます。

結びになりますが、今年度で退職を迎えられる職員皆様におかれましては、永年にわた

り八雲町の発展のためご尽力された多大なるご功績に、あらためて敬意を表する次第であります。

議員各位におかれましては、5月に2回目の議会報告会が計画されており、ご多忙の日々とは存じますが、健康に十分注意され、町民の福祉向上のため一層のご尽力を賜りますことをお願い申し上げ、閉会にあたってのあいさついたします。

以上で終わります。ご苦勞様でした。

◎ 閉会宣告

○議長（能登谷正人君） 本定例会に付議されました案件は全て議了いたしました。

よって、平成27年第1回八雲町議会定例会を閉会いたします。

[閉会 午後 3時12分]